

植民地統治初期における台湾総督府法院の人事

— 判官・検察官の任用状況と流動性を中心に —¹⁾

岡本 真希子

本稿は、台湾総督府の法院（裁判所に該当）の在任者について判官・検察官を中心として分析するものである。多民族から構成される植民地期台湾では、台湾人が初めて司法官に任用されたのは1931年で、しかも判官に限定され検察官は皆無であった。台湾領有初期の法院創設（1896年）から、司法官は「内地人」（日本人）が占有し、1930年代以後も大部分は内地人から構成されていたが、内地人司法官に関する従来の研究では、個別の司法官に焦点を当てたものに特化されてきたきらいがある。また、判官・検察官などの数量的な基礎資料も検討の余地があるとともに、法院に在任した司法官たちの異動の動態や流動性は、ほぼ検討がなされていない。そこで本稿では、1896年から1910年前までを対象として、三審制期と二審制期に時期区分しつつ、第2章では法院人事の制度設計について任用資格と定員数の変遷を、第3章では、『職員録（甲）』の各年度版をもとに、各時期の在任者の具体的なリストを示しながら、その分布を提示するとともに、数量を算出して、任用状況と人材の流動性という側面から検討する。その際には、「定員外増員」の存在、法院内部の人材の入れ替え、構成員の流動性などに着目しながら、人事異動の動態を明らかにしてゆく。

1 はじめに

本稿は、植民地台湾における司法官について、台湾総督府の法院を対象として検討するものである。その際には、法院に在任した司法官に着目し、その任用状況と人材の流動性という側面から検討する。

台湾は、1895年に日清戦争の結果、清国から割譲されて日本の植民地とされると、日本は台湾総督府を置き、そのもとに、本国の裁判所に相当する法院を設置した。本国の裁判所では司法官は判事と検事が置かれたが、台湾総督府法院（以下、法院と略す）では、判事に相当するものとして判官が、検事に相当するものとして検察官がおかれた。

台湾における司法官についての先行研究では、まず、多民族から構成される植民地という背景があることから、台湾人司法官についての研究が蓄積されてきた。台湾人が初

めて司法官に任用されたのは1931年だが、その任用は判官に限定され、検察官は皆無であった。台湾人司法官に関する研究は、とりわけ、戦後の台湾との関連も視野にいれながら、1930年代以降の台湾人判官や、弁護士などの法曹界との連続性などが、主な対象とされてきた²⁾。

他方で、台湾統治初期、1896年5月の法院創設時から、司法官は「内地人」(日本人)³⁾が占有しており、1930年代以後も大部分は内地人から構成されていた。しかし、内地人司法官に関する従来の研究では、個別の司法官に焦点を当てた研究が、主に法制史・法思想史の分野で蓄積されてきたものの、その中心は、臨時台湾旧慣調査会や立法案作業などに関わる個別の司法官についての研究に、特化されてきたきらいがある⁴⁾。

このほか、判官・検察官などの数量的な基礎資料は提示されてきたものの、近年の台湾と日本における目覚ましい資料公開の現状から鑑みると、検討の余地がある⁵⁾。そして、法院に在任した司法官たちの異動の動態や流動性は、ほぼ検討がなされていない。植民地官僚の人事や流動性に関する従来の研究では、行政官に関しては研究が蓄積されてきたが⁶⁾、司法官に関しては、こうした分析はほぼ欠如したままといえる。

そこで、本稿では、台湾に赴任した司法官たちについて、判官・検察官の人数や在任者の確認などの基礎的な事項の把握を行い、さらに、新規在任者と離職者の入れ替えなど、在任者の流動性に着目しながら検討を加えてゆく。

なお、一見地味にも見えるこれらの基礎作業の重要性について述べておく。例えば司法官の人数についてだが、これは単なる数字上の些末なこととはいえない。その人事異動の背景やプロセスには、司法官の人材や定員枠の確保、人事予算の獲得などの問題が存在する。それらをめぐっては、本国の内閣や司法省と台湾総督府や法院との関係など、様々な政治の領域に関わる問題が横たわっているはずである⁷⁾。こうした諸問題を考える前提作業としても、数量的な把握や人事異動の動態を確認する作業は重要だと考える⁸⁾。

本稿で対象とする時期は、台湾に法院が設置された1896年から、「韓国併合」により日本が朝鮮を新たな植民地とした1910年前までである。台湾法制史における一般的な時期区分としては1919年を区切りとするが⁹⁾、人事面に関しては、新たな植民地の拡大とともに、人材の移動の可能性もあるため、本稿では、さしあたり、1910年を区切りとして台湾統治初期の15年間について分析を加えることとする。以下、第2章では司法官の任用資格と定員数を検討することで、制度設計の変遷を把握し、第3章では、三審制期と二審制期に分けて、在任者の実数や任用状況と、人材の流動性について検討をしてゆくこととする。

2 司法官の任用資格と定員数－制度設計の変遷－

2.1 「法院条例」と任用資格¹⁰⁾

台湾総督府の法院は、1896（明治29）年5月に創設され、その枠組みは、「台湾総督府法院条例」（明治29年5月律令第1号。以下、改正後も合わせて「法院条例」と略す）により規定された。この「法院条例」は、約二年後の1898（明治31）年7月に改正された。2つの条例のうち判官・検察官に関する規定についてまとめたものが、表1である。以下、表1とともに、任用資格につき検討する。

2.1.1 三審制期の任用資格（1896年5月～1898年7月）

1896年5月から約二年間、法院は高等法院・覆審法院・地方法院から成る三審制をとった。法院の配置は、高等法院・覆審法院は台湾総督府所在地（台北）に置かれ、地方法院は、県庁・支庁・島嶼の所在地に各1個を置くとされ、また、台湾総督は地方法院出張所を設置することができた。地方法院の数は、1896年11月時点で13ヵ所、1897年11月時点では11ヵ所あった（後掲の表4・表6、参照）。

法院は、創設当初は判官・検察官・書記から構成された。判官・検察官の任用資格に関する規定は、以下のようであり、それぞれ任用資格は異なっていた。

「各法院ニ判官ヲ置ク

判官ハ勅任又ハ奏任トス台湾総督之ヲ補職ス

裁判所構成法ニ於テ判事タルノ資格ヲ有スル者ニ非サレハ判官タルコトヲ得ス

但當分ノ内地方法院判官ハ此限ニ在ラス」（第4条）

「各法院ニ検察官ヲ置ク

検察官ハ勅任又ハ奏任トシ台湾総督之ヲ補職ス

地方法院検察官ノ職務ハ警部長及警部ヲシテ便宜之ヲ代理セシムルコトヲ得」（第7条）

このように、判官の任用資格は、本国の裁判制度の基本法たる「裁判所構成法」（明治23年法律6号）を基準として、本国の判事の資格を有する者とされた¹¹⁾。翻ってみれば、台湾の法院に固有の任用試験や任用資格が設けられなかったことを意味する。本国の判

表1 台湾総督府法院条例における判官・検察官に関する規定

| | | 1896年(明治29)年5月 律令第1号 | | | 1898(明治31)年7月 律令第16号 | |
|------|------------|-------------------------------------|--------------|---|--|-------------------------------|
| 法院 | 位置付け | 台湾総督府法院ハ台湾総督ノ管理ニ属シ民事刑事ノ裁判ヲ為スコトヲ掌ル | | | 台湾総督府法院ハ台湾総督ニ直属シ民事刑事ノ裁判ヲ為スコトヲ掌ル | |
| | 審級 | 三審制度 | | | 二審制度(高等法院廃止) | |
| | | 高等法院 | 覆審法院 | 地方法院 | 覆審法院 | 地方法院 |
| | 所在地 | 台湾総督府所在地(台北) | 台湾総督府所在地(台北) | 県庁・支庁および島嶼所在地に各1個 | 台湾総督府所在地(台北) | 地方法院の管内に1若は2以上の地方法院出張所を置くことを得 |
| | 出張所 | - | - | 台湾総督は地方法院管内必要と認める地に常設若くは定期の地方法院出張所を置くことを得 | - | 地方法院及其の出張所の設立廃止及管轄区域は台湾総督之を定む |
| | 構成 | 合議制(判官5名) | 合議制(判官3名) | 単独制(判官1名) | 部を設置(1または2以上)各部に部長1名・判官2名 | 単独制(判官1名) |
| 検察官庁 | 各法院ニ検察官ヲ置ク | | | 各法院ニ検察局ヲ附置ス 検察局は台湾総督に直属管轄区域は各法院の管轄区域に同じ各検察局に検察官を置く | | |
| 判官 | 官等 | 勅任または奏任 | | | 勅任または奏任 | |
| | 補職者 | 台湾総督による補職 | | | 台湾総督による補職 | |
| | 任用資格 | 裁判所構成法ニ於テ判事タルノ資格ヲ有スル者 | | | 裁判所構成法ニ於テ判事タルノ資格アル者 | |
| | 例外規定 | 当分ノ内地方法院判官ハ此ノ限ニ在ラス(→行政官の判官兼任が可能となる) | | | なし | |
| | 身分保障 | - | | | 刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ処分ニ由ルニアラサレハ其意ニ反シテ免官転官セラルコトナシ(→終身官) 身体若ハ精神ノ衰弱ニ因リ職務ヲ執ルコト能ハサルニ至リタルトキハ台湾総督ハ覆審法院ノ總會ヲ経テ之ニ退職ヲ命スルコトヲ得 台湾総督ハ必要ト認ムルトキハ判官ニ退職ヲ命スルコトヲ得 退職判官ハ職ヲ執ラサルノ外在職者ニ同シ | |
| 検察官 | 官等 | 勅任または奏任 | | | 勅任または奏任 | |
| | 補職者 | 台湾総督による補職 | | | 台湾総督による補職 | |
| | 任用資格 | なし | | | (1899年6月勅令第300号で、「判事又ハ検事タルノ資格ヲ有スル者」と規定) | |
| | 代理規定 | 地方法院検察官ノ職務ハ警部長及警部ヲシテ便宜之ヲ代理セシムルコトヲ得 | | | 地方法院検察官ノ職務ハ当分ノ内警部長又ハ警部ヲシテ便宜之ヲ代理セシムルコトヲ得 | |

註1: 本表は、「台湾総督府法院条例」(明治29年5月律令第1号)、「台湾総督府法院条例」(明治31年7月律令第16号)より、岡本作成。本文中而言及する主要部分に関しては、太字とした。

事の任用資格があれば、台湾の法院判官の任用資格が生じ、また、本国と台湾の司法官人事を越境可能とする規定であった。

しかしながら、地方法院の場合には、例外規定があった。裁判所構成法の判事任用資格を条件とした上記の条項には、その横に、「当分ノ内地方法院判官ハ此ノ限ニ在ラス」

との但し書きが附され、地方法院の判事については資格任用の適用から、除外されていたのである¹²⁾。

このほか、三審制期の判官には、本国の判事にはあった身分保障に関する規定はなく、二審制期にようやく導入されるが、これは次項で述べる。

次に検察官についてだが、上記のように、任用資格を規定した条文はない。また、地方法院の検察官の場合には、「警部長及警部ヲシテ便宜之ヲ代理セシムルコトヲ得」と規定していたように、警部長・警部が、検察官代理として職務を代行することを可能としていた。

このように、検察官の任用に関しては、規定や原則はなく、また、台湾在勤の警部長・警部から検察官代理として人材の補充が可能な制度となっていた。

2.1.2 二審制期の任用資格（1898年7月～1909年5月）

法院の創設から約二年後、1898年7月に「法院条例」は改正された（明治31年律令第16号）。大きな変更点は、従来の三審制から二審制への変更であり¹³⁾、高等法院を廃して、覆審法院・地方法院から成る二審制となった。

覆審法院は台湾総督府所在地（台北）に置かれ、地方法院（とその出張所）は、その設立・廃止・管轄区域は台湾総督が定めることとされた。三審制開始当初、地方法院は、台北・台中・台南の3ヵ所におかれ、その各法院に出張所が置かれた。また、検察官については、改正前は「各法院ニ検察官ヲ置ク」とされていたが、改正後には新たに「各法院ニ検察局ヲ附置ス」と規定され、覆審法院・各地方法院に検察局が置かれた。

構成員は、改正前と同じ判官・検察官・書記のほか、新たに通訳¹⁴⁾・書記長が設置された。判官・検察官の任用資格には、改正前とは変更が加えられており、条文は以下のようなものである。

「各法院ニ判官ヲ置ク

判官ハ勅任又ハ奏任トス台湾総督府之ヲ補職ス

裁判所構成法ニ於テ判事タルノ資格アル者ニアラサレハ判官タルコトヲ得ス」（第5条）

「各検察局ニ検察官ヲ置ク

検察官ハ勅任又ハ奏任トス台湾総督之ヲ補職ス」（第9条）

「地方法院檢察官ノ職務ハ当分ノ内警部長又ハ警部ヲシテ便宜之ヲ代理セシムルコトヲ得」(第10条)

判官の任用資格は改正前と同様で、裁判所構成法を基準として、本国の判事の資格を有する者とされた。変更点としては、地方法院判官に関する例外規定の但し書きが削除され、行政官による判官の兼官が不可となり、本国の判事の任用資格者という要件が、より貫徹された。本国と台湾の司法官の人事の連動が、より確保される制度となったといえる。

このほか改正「法院条例」では、本国の判事への身分保障¹⁵⁾と類似した制度が、判官に対して導入された。その要点は、まず、特別の事由(刑法の宣告や懲戒処分等)が無い限りは、本人の意に反する免官・転官はされないという規定である(第15条)。他方で、判官が身体・精神衰弱で職務執行不可能な時は、台湾総督は覆審法院の総会を経て退職を命ずることをできるとし(第16条)、また、台湾総督は必要と認めるときは判官に休職を命ずることができるとしていた(第17条)。これらは、判官自身の身分保障と、補職者である総督との間で、紛糾の生じる余地を残すものといえよう。

次に、検察官では、改正直後は、改正前と同様に任用資格に関する規定はないままであった。しかし、改正の翌年6月に、「台湾総督府法院檢察官任用ノ件」(明治32年勅令第300号)が公布され、そこでは「台湾総督府檢察官ハ判事又ハ検事タルノ資格ヲ有スル者ノ中ヨリ之ヲ任用ス」と規定され、これ以降、本国の判事・検事同様の任用資格が要件化された。

しかしながら、改正前と同様に、例外規定すなわち検察官代理に関する規定は残されていた。地方法院檢察官の場合には、「当分ノ内警部長又ハ警部ヲシテ便宜之ヲ代理セシムルコトヲ得」と規定し、警部長・警部による職務代行可能としていたのである。したがって、人材補充が必要な場合、台湾在勤の警部長・警部による職務代行の余地は残されていた。

ここまでの三審制期と二審制期の検討を通してみると、判官・検察官ともに、本国の判事・検事の任用要件を基準とする任用資格の原則が台湾においても次第に貫徹され、本国との人事の連動が制度的に確保されてゆく過程が明らかとなる。他方で、検察官に関しては、警部長・警部からの検察官代理の任用の余地が残されたままであり、台湾在勤の人材からの人事裁量の余地が残され続けていたことが指摘できる。

2.2 定員数の変遷

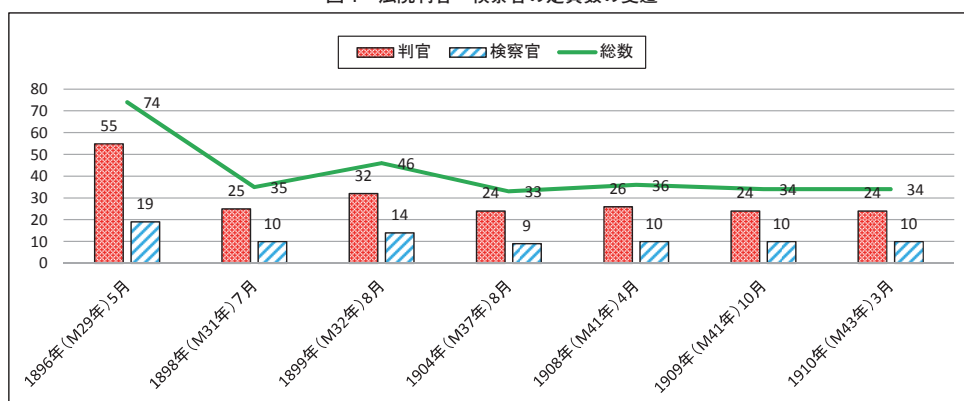
法院の定員数は、「台湾総督府法院職員官等俸給及定員令」（以下、「台湾法院定員令」と略す）で規定されていた。最初の「台湾法院定員令」は1896年に制定され、1910年に至るまでの改正は6回におよんだ。この「台湾法院定員令」における判官・検察官の定員数の変遷は、表2・図1に示した通りである。概略を先に述べると、創設時には74名あった定員枠が、のちに30～40名代の間で調整されていった。ただし、この「台湾法院定員令」には、検察官代理に関する条項はなかったことには、留意が必要である¹⁶⁾。以下、本節では、時系列に定員数の概要と変遷の特徴を検討してゆく。

表2 法院判官・検察官の定員数

| 勅令公布年月 | 勅令番号 | 審数 | 高等法院 | | | 覆審法院 | | | | 地方法院 | | | | 合計 | | | |
|----------------|---------|-----|--------|----|-----|--------|----|----|------|------|--------|----|------|-----|----|-----|----|
| | | | 院長(判官) | 判官 | 検察官 | 院長(判官) | 部長 | 判官 | 検察官長 | 検察官 | 院長(判官) | 判官 | 検察官長 | 検察官 | 判官 | 検察官 | 総数 |
| 1896年(M29年)5月 | 勅令第179号 | 三審制 | 1 | 5 | 2 | 1 | - | 3 | - | 2 | 15 | 30 | - | 15 | 55 | 19 | 74 |
| 1898年(M31年)7月 | 勅令第164号 | 二審制 | - | - | - | 1 | 1 | 5 | 1 | 1 | 3 | 15 | 3 | 5 | 25 | 10 | 35 |
| 1899年(M32年)8月 | 勅令第370号 | 二審制 | - | - | - | 1 | 1 | 6 | 1 | 2 | 3 | 21 | 3 | 8 | 32 | 14 | 46 |
| 1904年(M37年)8月 | 勅令第194号 | 二審制 | - | - | - | 1 | 1 | 5 | 1 | 1 | 2 | 15 | 2 | 5 | 24 | 9 | 33 |
| 1908年(M41年)4月 | 勅令第104号 | 二審制 | - | - | - | 1 | 1 | 5 | 1 | 1 | 2 | 17 | 2 | 6 | 26 | 10 | 36 |
| 1909年(M42年)10月 | 勅令第284号 | 二審制 | - | - | - | 1 | 1 | 5 | 1 | 1 | 3 | 14 | 3 | 5 | 24 | 10 | 34 |
| 1910年(M43年)3月 | 勅令第167号 | 二審制 | - | - | - | 1 | 1 | 5 | 1 | 1 | 3 | 14 | 3 | 5 | 24 | 10 | 34 |

註1：本表は、勅令である「台湾総督府法院職員官等俸給及定員令」に規定された定員数より、岡本が作成。

図1 法院判官・検察官の定員数の変遷



註1：本表は、表2より、岡本が作成した。

2.2.1 三審制期の定員数（1896年5月～1898年7月）

1896年5月、法院創設に際して最初の「台湾総督府法院職員官等俸給及定員令」（明治29年5月勅令第179号）も制定された。この「台湾法院定員令」による定員数は、高等法院には院長1名・判官5名・検察官2名、覆審法院には院長1名・判官3名・検察官2名、地方法院には院長15名・判官30名・検察官15名を、配置する規定となっていた。合計では、判官55名・検察官19名で、総数74名という陣容となる。

しかし、この定員数は、二年後の二審制への改変に伴い、半数近くまで減員される。

2.2.2 二審制期の定員数の変遷（1898年7月～1910年3月）

1898年7月、法院が三審制から二審制に変更されるに伴い、「台湾法院定員令」も改正された（明治31年7月勅令第164号）。この改正で、定員は大きく削減された。高等法院はなくなり、覆審法院には院長1名・部長1名・判官5名・検察官長1名・検察官1名、地方法院に院長3名・判官15名・検察官長3名・検察官5名を配置する規定となった。合計では、判官25名・検察官10名、この両者を合計した総数は35名であった。改正前に比して、判官は改正前55名から改正後25名で減員30名、検察官は改正前19名から改正後10名で減員9名となった。判官・検察官の合計では、改正前74名から改正後35名となり、半数以下までの定員減が行われている。

翌年の1899年8月には、「法院条例」はそのままに、「台湾法院定員令」が再び改正された（明治32年8月勅令第370号）。この改正後の定員では、増員が行われた。覆審法院では変化は少ない。院長1名・部長1名・判官6名・検察官長1名・検察官2名で、改正前に比して判官1名・検察官1名の増員にとどまる。他方、地方法院の定員は大幅に増加された。改正後の地方法院では、院長3名・判官21名・検察官長3名・検察官8名となり、改正前に比して判官が15名から21名へ、検察官も5名から8名へと増員された。判官・検察官別の合計数をみると、判官は改正前25名から改正後32名へと7名増加、検察官も改正前10名から改正後14名へと4名が増員されていた。判官・検察官の合計では、改正前35名から改正後46名で11名の増員である。その主要因として地方法院への配置増加が指摘できる（なお、各地方法院の定員数の規定はなく、全地方法院合計の定員数のみが規定された。以後の改正でも同様）。

再び定員が削減されたのは、1904年8月である。5年ぶりに改正された「台湾法院定員令」（明治37年8月勅令第194号）では、減員が行われた。やはり覆審法院では、変化は少なく、院長1名・部長1名・判官5名・検察官長1名・検察官1名とされ、改正

前に比して判官1名・検察官1名の減員にとどまった。この改正でも大きな変化があったのは地方法院である。従来は台北・台中・台南の3ヶ所にあった地方法院が、台北・台南の2ヶ所とされたのに伴い¹⁷⁾、定員は院長2名・判官15名・検察官長2名・検察官5名とされ、改正前に比して院長1名減員、院長以外の判官は改正前21名から改正後15名、検察官長も改正前3名から改正後2名へ、検察官長以外の検察官は改正前8名から改正後5名へと減員された。判官・検察官の合計では、改正前46名から改正後33名にまで、合計13名が減員されていて、5年前とほぼ同規模にまで削減されていた。

このあと、1908年4月・1909年10月・1910年3月と三度の改正があったが(表2を参照)、定員は34～36名の間で調整されており、大きな変更はなかったといえよう。

以上のような「台湾法院定員令」に規定された法院の定員数は、図示すると前掲の図1のような変遷を示す。すなわち、1896年の法院創設当初は74名の規模とされたが、2年後の1898年には半数以下(35名)にまで減員され、しかし翌年には3割増(46名)となるも、5年後には再び従前の規模(33名)の規模に戻され、その後は、ほぼ同規模の範疇での微調整という形で推移していったのである。

これらの変遷からは、以下のような疑問が浮かび上がる。まず、定員枠が在任者で満たされていたのであれば、減員枠に在任していた司法官はどうなったのか。あるいは、そもそも人材不足や任官忌避などで定員数は充足されていなかったのであって、在任者の実状に合わせて定員を削減したのか。また、人材は常に流動的な状況にあって、定員枠の変動は、実際の在任者にとって大きな意味をもたなかったのか、などである。次章以下では、在任した司法官の実数を、定点観測的に検討しながら、定員数と実数との関係を読み解いてゆく。

3 法院在任者の異動の動態と流動性－『職員録』からの分析－

本章では、法院在任者の異動の動態と流動性を分析する。在任者の把握の方法としては、内閣官報局による発行の各年度版の『職員録(甲)』を主な資料として用いる¹⁸⁾。ただし、第1節の三審制期は、前述のように地方法院では判官と行政官の兼任可能な時期にあたっており、両者の兼任状況にも詳細に分析を加えるため、『職員録(甲)』のほか、法院創設時の『官報』と、台湾総督府民政局総務部秘書課による『職員録』を、補足的に用いる。第2節では、二審制期について、通時的な動態を分析しながら、その特徴を明らかにしてゆく。

3.1 三審制期の任用状況と実数

3.1.1 1896 (明治 29) 年 5 月 : 法院創設時

1896年5月1日に「法院条例」、同6日「台湾法院定員令」が公布されると、同13日に最初の法院司法官たちが任命された。この辞令は、内閣官報局『官報』に記載がある¹⁹⁾。この『官報』から1896年5月時点の法院の構成員について作成したものが、表3である(以下、『官報』や『職員録』記載の者を在任者、そこから算出した数を実数²⁰⁾と呼ぶ)。

判官から見ると、高等法院・覆審法院には、定員数をほぼ満たす判官が在任している。しかし、地方法院では、台北地方法院を例外として(判官3名在任)、各地方法院ともに在任者は1名のみである。「法院条例」において各裁判所は、高等法院は判官5名の合議制、覆審法院は判官3名の合議制、地方法院は判官1名の単独制と規定されているが(表1を参照)、この規定を最低限で満たす数の判官だけが在任していた。

各法院の在任者の実数を表3から算出すると、判官は、高等法院5名(院長1名・判官4名)・覆審法院4名(院長心得1名・判官3名)・地方法院18名(院長13名/判官5名)、合計27名である。検察官の実数は、高等法院1名・覆審法院1名・地方法院1名であり、合計3名のみであった。

この実数を、前章で検討した当該期の定員数と比較してみる。判官の定員は合計55名であるにもかかわらず、実数は定員の約半数の27名のみである。検察官では、合計19名の定員枠があるにもかかわらず、実数はわずか3名にすぎない。判官・検察官を合計した定員枠74名に対して、在任者の実数は30名にとどまっていたのである。

次に、在任者の特徴としては、判官も検察官も、兼官者、すなわち別に本官があるものが多い。たとえば判官では、新竹地方法院長・判官である家永泰吉郎の本官は台北県新竹支庁書記官、台中地方法院長・判官である後藤松吉郎の本官は台中県書記官である。このように本官は書記官や支庁長などで判官は兼官という者は、判官27名中の10名にも及ぶ。これら10名は、みな地方法院長であり、その大部分はたった一人で地方法院に在任していた。地方法院判官の定員は、地方法院長15名・地方法院判官30名で合計45名の枠があったが、実数では地方法院長13名・地方法院判官5名で合計18名にすぎず、うち10名は兼官者で補填されている実態がうかがいあがる。前章で述べたように、裁判所構成法の規定する判事資格のない者でも地方法院判官には任用可能とする制度が、活かされていた。

また、わずか3名の検察官の在任者も、このうち2人(田中坤六・豊永高義)の本官は県警部長で、検察官は兼官である。検察官の定員枠が19名にもかかわらず、実数はわ

表3 1896（明治29）年5月の台湾総督府法院の構成

| | | | | | | | | | |
|-------------|--------|------------|-------------|------------|-----------|-----------|-------------|---------|----------|
| 総督 | 樺山 資紀 | | | | | | | | |
| 民政局長 | 水野 遵 | | | | | | | | |
| 三 審 制 | 法院名 | 判官/ 検察官 | 身分 | 本官名 | 兼官 名 | 氏名 | 官等 (高等官) | 判官数 | 検察 官数 |
| | 高等法院 | 判官 | 院長 | | | 高野 孟矩 | 2等 | 1 | |
| | | | | | | 山口 武洪 | 5等 | 2 | |
| | | | | | | 結城 顕彦 | 6等 | 3 | |
| | | | | | | 濱崎 芳雄 | 6等 | 4 | |
| | | 検察官 | | | | 服部 甲子造 | 6等 | 5 | |
| | 覆審法院 | 判官 | 院長心得 | | | 龍岡 信熊 | | | 1 |
| | | | | | | 加藤 重三郎 | 5等 | 6 | |
| | | | | | | 瀧野 種孝 | 6等 | 7 | |
| | | 検察官 | | 台北県警部長 | | 大橋 濟 | 6等 | 8 | |
| | 台北地方法院 | 判官 | | | | 花田 元直 | | 9 | |
| | | | 院長 | | | 田中 坤六(兼) | 5等 | | 2 |
| | | | | | | 加藤 禮次郎 | 6等 | 10(院長1) | |
| | 新竹地方法院 | 判官 | 院長 | | | 黒澤 太郎 | | 11 | |
| | | | | | | 戸口 茂里 | 7等 | 12 | |
| | 宜蘭地方法院 | 判官 | 院長 | 台北県新竹支庁書記官 | | 家永 泰吉郎(兼) | 7等 | 13(院長2) | |
| | 台中地方法院 | 判官 | 院長 | 台北県宜蘭支庁書記官 | | 廣瀬 充蔵(兼) | 7等 | 14(院長3) | |
| | 鹿港地方法院 | 判官 | 院長 | 台中県書記官 | | 後藤 松吉郎(兼) | 5等 | 15(院長4) | |
| | | | | | | 有川 貞壽 | | 16 | |
| | 苗栗地方法院 | 判官 | 院長 | 台中県苗栗支庁書記官 | | 川田 藤三郎 | | 17(院長5) | |
| 雲林地方法院 | 判官 | 院長 | 台中県雲林支庁書記官 | | 小林 一生(兼) | 7等 | 18(院長6) | | |
| 埔里社地方法院 | 判官 | 院長 | 台中県雲林支庁書記官 | | 恩地 顧太郎(兼) | 7等 | 19(院長7) | | |
| | | | 台中県埔里社支庁書記官 | | 榎山 鐵三郎(兼) | 7等 | 20(院長8) | | |
| 台南地方法院 | 判官 | 院長 | | | 大野 吉利 | 6等 | 21(院長9) | | |
| | | | | | 廣井 琦太郎 | | 22 | | |
| | 検察官 | | 台南県警部長 | | 竹内 平吉 | 7等 | 23 | | |
| 嘉義地方法院 | 判官 | 院長 | 台南県嘉義支庁書記官 | | 豊永 高義(兼) | 7等 | | 3 | |
| 鳳山地方法院 | 判官 | 院長 | 台南県鳳山支庁長 | | 大西 道生(兼) | 7等 | 24(院長10) | | |
| 恒春地方法院 | 判官 | 院長 | 台南県鳳山支庁書記官 | | 柴原 亀二(兼) | 6等 | 25(院長11) | | |
| 澎湖島地方法院 | 判官 | 院長 | 台南県恒春支庁書記官 | | 安積 五郎(兼) | 7等 | 26(院長12) | | |
| | 判官 | 院長 | 澎湖島庁書記官 | | 飯島 宗朗(兼) | 7等 | 27(院長13) | | |

註1：本表は、内閣官報局『官報』第3861号・明治29年5月15日より、岡本作成。

註2：本官・兼官の有無については、法院判官・検察官以外が本官のものについては、氏名の横に「(兼)」を付し、「本官」欄にその官名を示した。法院判官・検察官が本官で、その他の兼官がある場合は、「兼官」の欄に兼官名を示した。

ずか3名、うち兼官者2名という状態であった。

以上のように、法院創設当初の構成員は、定員枠の半数にも満たない人材で、しかも兼官者が多くを占める状態で、始動していたことがわかる。では、この状態は、創設直後に由来する特殊な状況なのだろうか。次項では、約半年後の状況と対比して明らかにしてゆく。

3.1.2 1896 (明治29) 年11月：創設半年後

ここでは、1896年11月、すなわち、法院創設から約半年後の台湾総督府法院の構成を検討する。「法院条例」・「台湾法院定員令」ともに変更はないため、創設時との比較が容易である。資料としては、11月1日時点の在任者を記載した、内閣官報局の『職員録(甲)』を用いる。在任者の一覧を示したものが表4である。

判官から見てゆくと、高等法院・覆審法院ともに、定員数通りの判官が在任していた。しかし地方法院では、やはり台北地方法院を例外として(判官3名在任)、ほとんどの地方法院では、判官は1名が在任していただけ、もしくは他の地方法院との兼任者であった。また、高等・覆審・地方法院の大部分では、半年前とほぼ同じ判官が在任している。

各法院の在任者の実数を表4から算出すると、判官は、高等法院6名(院長1名・判官5名)・覆審法院4名(院長心得1名・判官3名)・地方法院15名(院長13名/判官2名)、合計すると25名で、半年前に比して2名減少している。検察官は、高等法院0名・覆審法院1名・地方法院2名で合計3名のみで、半年前と同じ総数のままである。

この実数を、当該期の定員数と比較してみる。判官の定員55名に対して実数は27名のみ、検察官は定員19名に対して実数3名のままであった。すなわち、判官・検察官の定員枠74名に対して、在任者の実数は28名で、半年前より2名の減少であった(検察官：龍岡信熊、判官：黒澤太郎が離職)。

また、在任者の特徴としては、半年前と同様に、判官・検察官ともに兼官者が多いことが指摘できる。判官は地方庁書記官との兼官者、検察官は地方庁警部長などとの兼官者により、地方法院の在任者は埋められていた。例外としては、台北・台南地方法院だけである。大部分の専任の判官は、高等法院・覆審法院にのみ集中していた。

以上のように、法院創設から半年を経た法院の構成員は、やはり定員枠の半数にも満たないままで、しかも兼官者が多くを占める状態が継続していたことが確認しえる。

表 4 1896 (明治 29) 年 11 月の台湾総督府法院の構成

| 総督 | | 乃木 希典 | | | | | | | | |
|-------------|--------|----------|------------|------------|----------|------------|------------|------------|-----------|---|
| 民政局長 | | 水野 遵 | | | | | | | | |
| 三 審 制 | 法院名 | 判官 / 検察官 | 身分 | 本官名 | 兼官名 | 氏名 | 官等 (高等官) | 判官数 | 検察官数 | |
| | 高等法院 | 判官 | 院長 | | | | 高野 孟矩 | 2等 | 1 | |
| | | | | | | | 山口 武洪 | 5等 | 2 | |
| | | | | | | | 結城 顯彦 | 6等 | 3 | |
| | | | | | 台中地方法院判官 | | 濱崎 芳雄 | 6等 | 4 | |
| | | | | | 台南地方法院判官 | | 服部 甲子造 | 6等 | 5 | |
| | 覆審法院 | 判官 | 院長心得 | | | | 加藤 重三郎 | 5等 | 7 | |
| | | | | | 台北地方法院判官 | | 瀧野 種孝 | 6等 | 8 | |
| | | | | | | | 大橋 済 | 6等 | 9 | |
| | | 検察官 | | 台北県警部長 | | 廣井 琦太郎 | 6等 | 10 | | |
| | 台北地方法院 | 判官 | 院長 | | | | 田中 坤六 (兼) | 5等 | | 1 |
| | | | | | 覆審法院判官 | | 加藤 禮次郎 | 6等 | 11 (院長 1) | |
| | | | | | | | 瀧野 種孝 (兼) | 6等 | - | |
| | 新竹地方法院 | 判官 | 院長 | 台北県新竹支庁書記官 | | | 戸口 茂里 | 7等 | 12 | |
| | | | | | | | 家永 泰吉郎 (兼) | 7等 | 13 (院長 2) | |
| | 宜蘭地方法院 | 判官 | 院長 | 台北県宜蘭支庁書記官 | | | 廣瀬 充蔵 (兼) | 7等 | 14 (院長 3) | |
| | 台中地方法院 | 判官 | 院長 | 台中県書記官 | | | 後藤 松吉郎 (兼) | 5等 | 15 (院長 4) | |
| | | | | 高等法院判官 | | | 濱崎 芳雄 (兼) | 6等 | - | |
| | 彰化地方法院 | 判官 | 院長 | 台中県警部長 | | | 有川 貞壽 (兼) | 7等 | | 2 |
| | 苗栗地方法院 | 判官 | 院長 | 彰化支庁長 | | | 川田 藤三郎 | 6等 | 16 (院長 5) | |
| 雲林地方法院 | 判官 | 院長 | 台中県苗栗支庁書記官 | | | 小林 一生 (兼) | 7等 | 17 (院長 6) | | |
| 埔里社地方法院 | 判官 | 院長 | 台中県雲林支庁書記官 | | | 恩地 顧太郎 (兼) | 7等 | 18 (院長 7) | | |
| 台南地方法院 | 判官 | 院長 | | | | 檜山 鐵三郎 (兼) | 7等 | 19 (院長 8) | | |
| | | | | | | 大野 吉利 | 6等 | 20 (院長 9) | | |
| | 検察官 | | 台南県警部長 | | | 竹内 平吉 (兼) | 7等 | - | | |
| 嘉義地方法院 | 判官 | 院長 | 台南県鳳山支庁書記官 | | | 花田 元直 | 7等 | 21 | | |
| | | | | | | 豊永 高義 (兼) | 7等 | | 3 | |
| 鳳山地方法院 | 判官 | 院長 | 台南県嘉義支庁書記官 | | | 大西 道生 (兼) | 7等 | 22 (院長 10) | | |
| | | | | | | 柴原 亀二 (兼) | 6等 | 23 (院長 11) | | |
| 恒春地方法院 | 判官 | 院長 | 台南地方法院判官 | | | 花田 元直 (兼) | 7等 | - | | |
| | | | | | | 安積 五郎 (兼) | 7等 | 24 (院長 12) | | |
| 澎湖島地方法院 | 判官 | 院長 | 台南県恒春支庁書記官 | | | 飯島 宗朗 (兼) | 7等 | 25 (院長 13) | | |

註 1: 本表は、内閣官報局『職員録 明治 29 年 (甲)』(印刷局, 1897 年) 579-582・609・611-616 頁より、岡本作成。1896 年 (明治 29 年) 11 月 1 日現在の調査による。

註 2: 本官・兼官の有無については、法院判官・検察官以外が本官のものについては、氏名の横に「(兼)」を付し、「本官」欄にその官名を示した。法院判官・検察官が本官で、その他の兼官がある場合は、「兼官」の欄に兼官名を示した。判官数では、本官者のみカウントし、重複する兼官部分には、「-」を記した。

3.1.3 1897（明治30）年2月：高野孟矩非職事件前

ここでは、1897年2月の台湾総督府法院の構成を検討する。「法院条例」・「台湾法院定員令」ともに変更はない。この2月時点を検討する理由は、最初の高等法院院長の高野孟矩の在任期間のうち、法院在任者を一括して把握できる最後の時期の資料が使用可能だからである。高野高等法院長については先行研究に明らかなように、台湾総督府法院判官の身分保障問題、ひいては帝国憲法の台湾への適用をめぐる問題にまで発展した、いわゆる高野孟矩非職事件が有名である。この事件をめぐるのは、1897年10月から12月にかけて、本国の松方正義内閣や台湾の乃木希典総督との間で、高野の退職をめぐる本国・台湾にわたり大きな政治問題となった²¹⁾。本項で使用する資料は、台湾総督府民政局総務部秘書課が編纂した『台湾総督府民政局職員録 明治30年』であり、在任者の一覧を示したものを表5に示す。

まず判官から見ると、前年11月と同様に、高等法院・覆審法院では、両者ともに定員数と一致する判官がいた。地方法院でも従前と同様に、台北地方法院を例外として、ほとんどの地方法院では判官は1名が在任していただけ、もしくは他の地方法院と兼任していた。高等法院・覆審法院の構成は、法院創設時からの在任者と同一であり、創設以来、高野高等法院長の在任期には、従前どおりの人材で固められてきたことがわかる。

次に、各法院の在任者の実数を表5から算出すると、判官は、高等法院6名（院長1名・判官5名）・覆審法院4名（院長心得1名・判官3名）・地方法院14名（院長10名／判官4名）、その合計は24名で、前年11月に比して、さらに1名減少していた。検察官の実数は、高等法院0名・覆審法院1名・地方法院2名であり、合計3名のみのままで、法院創設以来、変化がない。

この実数を当該期の定員数と比較すると、判官の定員55名に対して実数は24名のみ、検察官は定員19名に対して実数3名のままであった。判官・検察官の定員枠74名に対しては、在勤者実数は27名、前年11月より1名の減少で、やはり、定員枠の半数以下の在任者という状況が継続していたことがわかる。

なお、ここで留意したいのは、“総数では1名の減少”とは、単純に1名の更迭を意味するわけではない、ということである。すなわち、前年11月からは、4名が離職して（書記官兼判官：廣瀬充蔵・小林一生・恩地顧太郎、警部長兼検察官：田中坤六）、新規に3名が在任（判官：若林忠彰、書記官兼判官：宮本専一郎、警部長兼検察官：磯部亮通）していた。この離職者・新規在任者の“差し引き1名”となっていたのである。

このように新規在任者・離職者に着目するのは、在任者の流動性を分析する上で有効

表5 1897（明治30）年2月の台湾総督府法院の構成

| 総督 | | 乃木 希典 | | | | | | | | |
|---------|------|------------|------------|------------|------------|-----------|-------------|----------|---------|---|
| 民政局長 | | 水野 遵 | | | | | | | | |
| 三審制 | 法院名 | 判官/ 檢察官 | 身分 | 本官名 | 兼官名 | 氏名 | 官等 (高等官) | 判官数 | 檢察官数 | |
| | 高等法院 | 判官 | | 院長 | | | 高野 孟矩 | 2等 | 1 | |
| | | | | | | 山口 武洪 | 5等 | 2 | | |
| | | | | | 嘉義地方法院判官 | 結城 顕彦 | 6等 | 3 | | |
| | | | | | 雲林地方法院判官 | 濱崎 芳雄 | 6等 | 4 | | |
| | | | | | 台南地方法院判官 | 服部 甲子造 | 6等 | 5 | | |
| 覆審法院 | | 判官 | | 院長心得 | | 雲林地方法院判官 | 加藤 重三郎 | 5等 | 7 | |
| | | | | | | 台北地方法院判官 | 瀧野 種孝 | 6等 | 8 | |
| | | | | | | 台北地方法院判官 | 大橋 濟 | 6等 | 9 | |
| | | | 檢察官 | | 台北地方法院判官 | 廣井 瑞太郎 | 6等 | 10 | | |
| 台北地方法院 | | 判官 | | 院長 | | | 磯部 亮通(兼) | 6等 | | 1 |
| | | | | | | | 加藤 禮次郎 | 6等 | 11(院長1) | |
| | | | | | | 覆審法院判官 | 瀧野 種孝(兼) | 6等 | - | |
| | | | | | | 覆審法院判官 | 大橋 濟(兼) | 6等 | - | |
| | | | | | | 覆審法院判官 | 廣井 瑞太郎(兼) | 6等 | - | |
| 新竹地方法院 | | 判官 | 院長 | | 台北県新竹支庁書記官 | | 若林 忠彰 | 6等 | 12 | |
| | | | | | | 戸口 茂里 | 7等 | 13 | | |
| | | | | | | 家永 泰吉郎(兼) | 7等 | 14(院長2) | | |
| 宜蘭地方法院 | 判官 | 院長代理 | 覆審法院判官 | 台北地方法院判官 | 瀧野 種孝(兼) | 6等 | - | | | |
| | | | 台北県宜蘭支庁書記官 | | 官本 專一郎 | 7等 | 15 | | | |
| 台中地方法院 | 判官 | 院長 | | 台中県書記官 | | 後藤 松吉郎(兼) | 5等 | 16(院長3) | | |
| | | | | 高等法院判官 | | 濱崎 芳雄(兼) | 6等 | - | | |
| | | 檢察官 | | 台中県警部長 | | 有川 貞壽(兼) | 7等 | | 2 | |
| 彰化地方法院 | 判官 | 院長 | | 彰化支庁長 | | 川田 藤三郎 | 6等 | 17(院長4) | | |
| 苗栗地方法院 | 判官 | 院長代理 | | 高等法院判官 | 台中地方法院判官 | 濱崎 芳雄(兼) | 6等 | - | | |
| 雲林地方法院 | 判官 | 院長代理 | | 覆審法院判官 | | 加藤 重三郎(兼) | 5等 | - | | |
| | | | | 高等法院判官 | | 服部 甲子造(兼) | 6等 | - | | |
| 埔里社地方法院 | 判官 | 院長 | | 台中県埔里社支庁長 | | 榊山 鐵三郎 | 6等 | 18(院長5) | | |
| 台南地方法院 | 判官 | 院長 | | | | 大野 吉利 | 6等 | 19(院長6) | | |
| | | | | | | 竹内 平吉(兼) | 7等 | - | | |
| | | | | | 鳳山地方法院判官 | 花田 元直 | 7等 | 20 | | |
| | 檢察官 | | | 台南県警部長 | | 豊永 高義(兼) | 7等 | | 3 | |
| 嘉義地方法院 | 判官 | 院長 | | 台南県嘉義支庁書記官 | | 大西 道生(兼) | 7等 | 21(院長7) | | |
| | | | | 高等法院判官 | | 結城 顕彦(兼) | 6等 | - | | |
| 鳳山地方法院 | 判官 | 院長 | | 台南県鳳山支庁長 | | 柴原 亀二(兼) | 6等 | 22(院長8) | | |
| | | | | 台南地方法院判官 | | 花田 元直(兼) | 7等 | - | | |
| 恒春地方法院 | 判官 | 院長 | | 台南県恒春支庁書記官 | | 安積 五郎(兼) | 7等 | 23(院長9) | | |
| 澎湖島地方法院 | 判官 | 院長 | | 澎湖島庁書記官 | | 飯島 宗朗(兼) | 7等 | 24(院長10) | | |

註1：本表は、台湾総督府民政局総務部秘書課『台湾総督府民政局職員録 明治30年』（八尾商店活版部印刷、1897年）44-52・112・124・126・129・133・141・143・148・151・155・158頁より、岡本作成。1897年（明治30年）2月28日現在（県島庁の部は同年1月31日現在）の調査による。

註2：本官・兼官の有無については、法院判官・檢察官以外が本官のものについては、氏名の横に「(兼)」を付し、「本官」欄にその官名を示した。法院判官・檢察官が本官で、その他の兼官がある場合は、「兼官」の欄に兼官名を示した。判官数では、本官者のみカウントし、重複する兼官部分には、「-」を記した。

だからである。例えば、この“差し引き1名”の増減を数値だけから見ると、任用状況や流動性は見えず、法院内部の変動は見逃されがちである。したがって、以下では、実数の他に、新現在任者・離職者にも着目してゆく。

このほかの特徴としては、地方法院の在任者を見ると、前年11月までには顕著であった地方庁の書記官などの兼官者が減少し、高等法院や覆審法院の判官による地方法院長の兼任が増えていることが指摘できる。すなわち、少ない判官が複数の法院を掛け持ちする一方で、行政官による兼官者が淘汰されてゆく過程が看取できる。

3.1.4 1897（明治30）年11月：高野孟矩非職事件後

ここでは、1897年11月の台湾総督府法院の構成を検討する。「法院条例」・「台湾法院定員令」ともに変更はない。この11月時点は、前述の高野孟矩非職事件が紛糾の渦中にある時期に重なる。経過としては、高野は同年10月1日に非職を命ぜられたが、これを拒否して高等法院に出勤し、乃木総督は説諭に失敗すると警察力をもって高野を高等法院より強制的に退去させ、高野は12月6日付で抗命を理由に懲戒免官となっている。これに関連して、加藤重三郎・川田藤三郎・戸口重里・濱崎芳雄などの判官たちは抗議の辞職をするなど、法院在任者の中に変動がおきていた²²⁾。しかしながら、従来の研究では、主として高野の動向に焦点を当ててきたため、“高野以外”の司法官たちについては、看過されてきた。

本節では、高野が非職を命ぜられたのちに高等法院長となった水尾訓和の赴任初期、かつ、高野事件が紛糾のさなかの11月1日現在を分析対象とする。資料としては、内閣官報局の『職員録（甲）』を用い、在任者の一覧を示したものを表6に示す。

判官では、高等法院長が高野から水尾に交代したものの、事件の渦中の高等法院・覆審法院は両者ともに、従来から在任する判官たちから、定員数とほぼ同数の判官がいた（ただし、11月中に数名の判官たちが辞表を提出することとなる。注22を参照）。地方法院では、台北・台南地方法院では複数の判官が在任していたが、そのほかの地方法院ではやはり判官は1名のみ在任、もしくは他の地方法院と兼任者となっていた。

各法院の在任者の実数を表6から算出すると、判官は、高等法院6名（院長1名・判官5名）・覆審法院2名（院長は兼官者、判官2名）・地方法院13名（院長10名／判官3名）、その合計は21名で、前年11月に比して、さらに3名減少していた。他方で検察官の実数は増加し、高等法院1名・覆審法院1名・地方法院7名で、合計は9名となり、2月に比して6名の増員となっている。すなわち、判官の減少、検察官の増員が指摘でき

表 6 1897 (明治 30) 年 11 月の台湾総督府法院の構成

| 総督 | | 乃木 希典 | | | | | | | | |
|-------------|------|----------|------------|----------|------------|------------|-----------|------------|------|--|
| 民政局長 | | 曾根 静夫 | | | | | | | | |
| 三 審 制 | 法院名 | 判官 / 検察官 | 身分 | 本官名 | 兼官名 | 氏名 | 官等 (高等官) | 判官数 | 検察官数 | |
| | 高等法院 | 判官 | | 院長 | | | 水尾 調和 | 2 等 | 1 | |
| | | | | | 覆審法院判官 | 山口 武洪 | 5 等 | 2 | | |
| | | | | | | 加藤 重三郎 | 5 等 | 3 | | |
| | | | | | | 川田 藤三郎 | 5 等 | 4 | | |
| | | | | | 台北地方法院判官判官 | 結城 顕彦 | 5 等 | 5 | | |
| | | | 台北地方法院判官判官 | 大橋 濟 | 6 等 | 6 | | | | |
| | | 検察官 | | | | 川淵 龍起 | 4 等 | | 1 | |
| 覆審法院 | | 判官 | | 院長 | 高等法院判官 | | 山口 武洪 (兼) | 5 等 | - | |
| | | | | | | 台北地方法院判官 | 瀧野 種孝 | 6 等 | 7 | |
| | | | | 台北地方法院判官 | 廣井 琦太郎 | 6 等 | 8 | | | |
| | 検察官 | | | | 台北地方法院検察官 | 北川 信従 | 5 等 | | 2 | |
| 台北地方法院 | 判官 | | 院長 | | | 加藤 禮次郎 | 5 等 | 9 (院長 1) | | |
| | | | | 高等法院判官 | | 結城 顕彦 (兼) | 5 等 | - | | |
| | | | | 高等法院判官 | | 大橋 濟 (兼) | 6 等 | - | | |
| | | | | 覆審法院判官 | | 瀧野 種孝 (兼) | 6 等 | - | | |
| | | | | 覆審法院判官 | | 廣井 琦太郎 (兼) | 6 等 | - | | |
| | | | | 新竹地方法院長 | | 戸口 茂里 (兼) | 6 等 | - | | |
| | | | 新竹地方法院判官 | 井上 篤 | 6 等 | 10 | | | | |
| | | 検察官 | | | | 覆審法院検察官 | 北川 信従 (兼) | 5 等 | - | |
| | | | | | 浅野 三秋 | 7 等 | | 3 | | |
| 新竹地方法院 | 判官 | | 院長 | | 台北地方法院判官 | 戸口 茂里 | 6 等 | 11 (院長 2) | | |
| | | | | 台北地方法院判官 | | 井上 篤 (兼) | 6 等 | - | | |
| | | 検察官 | | | | 秋山 二郎 | 7 等 | | 4 | |
| 宜蘭地方法院 | 判官 | | 院長 | | | 柴崎 守雄 | 6 等 | 12 (院長 3) | | |
| | 検察官 | | | | | 岡 一郎 | 6 等 | | 5 | |
| 台中地方法院 | 検察官 | | | | | 石部 雄海 | 6 等 | | 6 | |
| 彰化地方法院 | 判官 | | 院長 | | | 倉岡 逸器 | 5 等 | 13 (院長 4) | | |
| 苗栗地方法院 | 判官 | | 院長 | | | 塩津 信義 | 6 等 | 14 (院長 5) | | |
| 雲林地方法院 | 判官 | | 院長 | | | 川上 正直 | 6 等 | 15 (院長 6) | | |
| 台南地方法院 | 判官 | | 院長 | | | 本多 督二 | 6 等 | 16 (院長 7) | | |
| | | | | | | 大野 吉利 | 5 等 | 17 ② | | |
| | | | | | | 三瀬 琢磨 | 6 等 | 18 ③ | | |
| | 検察官 | | | | | 梶川 四三八 | 6 等 | | 7 | |
| 嘉義地方法院 | 判官 | | 院長 | | | 竹内 平吉 | 6 等 | 19 (院長 8) | | |
| | 検察官 | | | | | 奥村 正人 | 6 等 | | 8 | |
| 鳳山地方法院 | 判官 | | 院長 | | | 井内 佃一 | 5 等 | 20 (院長 9) | | |
| | 検察官 | | | | | 猪瀬 藤重 | 6 等 | | 9 | |
| 澎湖島地方法院 | 判官 | | 院長 | | | 八田 一精 | 5 等 | 21 (院長 10) | | |

註 1: 本表は、内閣官報局『職員録 明治 30 年 (甲)』(印刷局, 1897 年) 618-620 頁より、岡本作成。1897 年 (明治 30 年) 11 月 1 日現在の調査による。

註 2: 本官・兼官の有無については、法院判官・検察官以外が本官のものについては、氏名の横に「(兼)」を付し、「本官」欄にその官名を示した。法院判官・検察官が本官で、その他の兼官がある場合は、「兼官」の欄に兼官名を示した。判官数では、本官者のみカウントし、重複する兼官部分には、「-」を記した。

る。

この実数を当該期の定員数と比較すると、判官の定員55名に対して実数は21名、検察官は定員19名に対して実数9名であった。判官・検察官の定員枠74名に対し、在任者の実数は30名、2月に比して3名の増加はあったものの、依然として定員枠の半数以下の在任者という状況は継続していた。

しかしながら、離職者・新規在任者に着目して検討すると、大きな変動が明らかとなる。総数では“差し引きで3名増加”の裏には、離職者16名、新規在任者19人にもおよぶ、人員の大規模な入れ替えが行われていたのである。在任者の実数30名に対して、大きな変動と言い得るであろう。

この異動の内訳を検討すると、地方法院に在任していた地方庁の書記官や警部長などの兼官がほぼ一掃され、新規には専任の判官が在任していた（井上篤・柴崎守雄・倉岡逸器・塩津信義・川上正直・本多督二・三瀬琢磨・井内憐一・八田一精）。また、検察官も、高等法院・覆審法院に専任の検察官が各一名配置されたほか（川淵龍起・北川信従）、従来は手薄であった地方法院にも、新規の専任の検察官が配置されている（浅野三秋・秋山二郎・岡一郎・石部雄海・梶川四三八・奥村正人・猪瀬藤重）。

以上のように、依然として実数は定員数の半数以下であり、2月に比して実数の増加は3名にすぎなかったが、離職者・新規在任者の検討からは、大規模な人員の入れ替えが明らかとなり、判官・検察官の行政官との兼官者の一掃、専任の新規在任者の地方法院への配置の進行といった状況が指摘できるのである。

本節の最後に、三審制期の各時期の在任者を対比できる資料を、表7として示す。各時期の新規在任者には「網かけ」、次回の調査時で離職が確認できる者には「★」を付した²³⁾。ここからわかるのは、法院開設から1年間近くは、新規在任者が殆どないまま、定員の半数以下の実数で推移していったことである。1年半を経た1897年11月になると、行政官との兼官者は一掃されていき、専任の判官・検察官が新規に在任してゆくようになった。しかし、実数はやはり定員数の半数以下のままであり、法院内部では約3分の2に及ぶ人材の入替が行われていたことがわかる。このような少ない人材による構成、法院内部の人材の変動は、二審制期にも引き継がれてゆくのだろうか。以下、次節で検討する。

表7 三審制期の台湾総督府法院の構成 (1896年5月～1897年11月)

| | | | 1896 (M29) 年 5月 | 1896 (M29) 年 11月 | 1897 (M30) 年 2月 | 1897 (明治30) 年 11月 |
|--------|------|-------|---------------------------|---------------------------|----------------------------|-----------------------|
| 総督府首脳 | 総督 | | 樺山 資紀 | 乃木 希典 | 乃木 希典 | 乃木 希典 |
| | 民政局長 | | 水野 遵 | 水野 遵 | 水野 遵 | 曾根 静夫 |
| 法院名 | 官名 | 職位 | 法院関係者氏名 (官等) | | | |
| 高等法院 | 判官 | 院長 | 高野 孟矩② | 高野 孟矩② | 高野 孟矩②★ | 水尾 調和② |
| | | | 山口 武洪⑤ | 山口 武洪⑤ | 山口 武洪⑤ | 山口 武洪⑤ |
| | | | 結城 顕彦⑥ | 結城 顕彦⑥ | 結城 顕彦⑥ | 加藤 重三郎⑤★ |
| | | | 濱崎 芳雄⑥ | 濱崎 芳雄⑥ | 濱崎 芳雄⑥★ | 川田 藤三郎⑤★ |
| | | | 服部 甲子造⑥ | 服部 甲子造⑥ | 服部 甲子造⑥★ | 結城 顕彦⑤★ |
| | | - | 竹内 平吉⑦ | 竹内 平吉⑦ | 大橋 濟⑥★ | |
| | 検察官 | | 龍岡 信熊★ | - | - | 川淵 龍起④ |
| 覆審法院 | 判官 | 院長 | 加藤 重三郎⑤** | 加藤 重三郎⑤** | 加藤 重三郎⑤ | 山口 武洪⑤ (本：高等法院判官) |
| | | | 瀧野 種孝⑥ | 瀧野 種孝⑥ | 瀧野 種孝⑥ | 瀧野 種孝⑥★ |
| | | | 大橋 濟⑥ | 大橋 濟⑥ | 大橋 濟⑥ | 廣井 琦太郎⑥ |
| | | 花田 元直 | 廣井 琦太郎⑥ | 廣井 琦太郎⑥ | - | |
| | 検察官 | | 田中 坤六⑤ (本：台北県警部長) | 田中 坤六⑤★ (本：台北県警部長) | 磯部 亮通⑥★ (本：台北県警部長) | 北川 信従⑤ |
| 台北地方法院 | 判官 | 院長 | 加藤 禮次郎⑥ | 加藤 禮次郎⑥ | 加藤 禮次郎⑥ | 加藤 禮次郎⑤ |
| | | | 黒澤 太郎★ | 瀧野 種孝⑥ (本：覆審法院判官) | 瀧野 種孝⑥ (本：覆審法院判官) | 瀧野 種孝⑥ (本：覆審法院判官) |
| | | | 戸口 茂里⑦ | 戸口 茂里⑦ | 戸口 茂里⑦ | 戸口 茂里⑥ (本：新竹地方法院長) |
| | | | - | - | 大橋 濟⑥ (本：覆審法院判官) | 大橋 濟⑥ (本：高等法院判官) |
| | | | - | - | 廣井 琦太郎⑥ (本：覆審法院判官) | 廣井 琦太郎⑥ (本：覆審法院判官) |
| | | | - | - | 若林 忠彰⑥★ | 結城 顕彦⑤ (本：高等法院判官) |
| | | - | - | - | 井上 篤⑥★ (本：新竹地方法院判官) | |
| | | 検察官 | | - | - | 北川 信従⑤ (本：覆審法院検察官) |
| 新竹地方法院 | 判官 | 院長 | 家永 泰吉郎⑦ (本：台北県新竹支庁書記官) | 家永 泰吉郎⑦ (本：台北県新竹支庁書記官) | 家永 泰吉郎⑦★ (本：台北県新竹支庁書記官) | 戸口 茂里⑥★ |
| | | | - | - | - | 井上 篤⑥ (本：台北地方法院判官) |
| | | 検察官 | | - | - | 秋山 二郎⑦ |
| 宜蘭地方法院 | 判官 | 院長 | 廣瀬 充蔵⑦ (本：台北県宜蘭支庁書記官) | 廣瀬 充蔵⑦★ (本：台北県宜蘭支庁書記官) | 瀧野 種孝⑥* (本：覆審法院判官) | 柴崎 守雄⑥ |
| | | | - | - | 宮本 專一郎⑦★ (本：台北県宜蘭支庁書記官) | - |
| | | 検察官 | | - | - | 岡 一郎⑥ |

| | | | | | | | |
|-------------|---------|-----|--------------------------|----------------------------|----------------------------|---------------------------|---------|
| 三 審 制 | 台中地方法院 | 判官 | 院長 | 後藤 松吉郎⑤ (本：台中県書記官) | 後藤 松吉郎⑤ (本：台中県書記官) | 後藤 松吉郎⑤★ (本：台中県書記官) | - |
| | | | | 有川 貞壽 | 濱崎 芳雄⑥ (本：高等法院判官) | 濱崎 芳雄⑥ (本：高等法院判官) | - |
| | | 検察官 | | - | 有川 貞壽(兼)⑦ (本：台中県警部長) | 有川 貞壽(兼)⑦★ (本：台中県警部長) | 石部 雄海⑥ |
| | 鹿港地方法院 | 判官 | 院長 | 川田 藤三郎 | 【廃止】 | - | - |
| | 彰化地方法院 | 判官 | 院長 | 【未設置】 | 川田 藤三郎⑥ | 川田 藤三郎⑥ | 倉岡 逸器⑤★ |
| | 苗栗地方法院 | 判官 | 院長 | 小林 一生⑦ (本：台中県苗栗支庁書記官) | 小林 一生⑦★ (本：台中県苗栗支庁書記官) | 濱崎 芳雄⑥* (本：高等法院判官) | 塩津 信義⑥★ |
| | 雲林地方法院 | 判官 | 院長 | 恩地 顧太郎⑦ (本：台中県雲林支庁書記官) | 恩地 顧太郎⑦★ (本：台中県雲林支庁書記官) | 加藤 重三郎⑤* (本：覆審法院判官) | 川上 正直⑥ |
| | | | | - | - | 服部 甲子造⑥ (本：高等法院判官) | - |
| | 埔里社地方法院 | 判官 | 院長 | 楡山 鐵三郎⑦ (本：台中県埔里社支庁書記官) | 楡山 鐵三郎⑦ (本：台中県埔里社支庁書記官) | 楡山 鐵三郎⑥★ (本：台中県埔里社支庁長) | 【廃止】 |
| | 台南地方法院 | 判官 | 院長 | 大野 吉利⑥ | 大野 吉利⑥ | 大野 吉利⑥ | 本多 督二⑥★ |
| | | | | 廣井 琦太郎 | 竹内 平吉⑦ (本：高等法院判官) | 竹内 平吉⑦ (本：高等法院判官) | 大野 吉利⑤★ |
| | | | | 竹内 平吉⑦ | 花田 元直⑦ | 花田 元直⑦★ | 三瀬 琢磨⑥★ |
| | | 検察官 | | 豊永 高義⑦ (本：台南県警部長) | 豊永 高義⑦ (本：台南県警部長) | 豊永 高義⑦★ (本：台南県警部長) | 梶川 四三八⑥ |
| | 嘉義地方法院 | 判官 | 院長 | 大西 道生⑦ (本：台南県嘉義支庁書記官) | 大西 道生⑦ (本：台南県嘉義支庁書記官) | 大西 道生⑦★ (本：台南県嘉義支庁書記官) | 竹内 平吉⑥★ |
| | | | | - | - | 結城 顕彦⑥ (本：高等法院判官) | - |
| 検察官 | | | - | - | - | 奥村 正人⑥★ | |
| 鳳山地方法院 | 判官 | 院長 | 柴原 亀二⑥ (本：台南県鳳山支庁長) | 柴原 亀二⑥ (本：台南県鳳山支庁長) | 柴原 亀二⑥★ (本：台南県鳳山支庁長) | 井内 憊一⑤★ | |
| | | | - | - | 花田 元直⑦ (本：台南地方法院判官) | - | |
| | 検察官 | | - | - | - | 猪瀬 藤重⑥ | |
| 恒春地方法院 | 判官 | 院長 | 安積 五郎⑦ (本：台南県恒春支庁書記官) | 安積 五郎⑦ (本：台南県恒春支庁書記官) | 安積 五郎⑦★ (本：台南県恒春支庁書記官) | 【廃止】 | |
| 澎湖島地方法院 | 判官 | 院長 | 飯島 宗朗⑦ (本：澎湖島庁書記官) | 飯島 宗朗⑦ (本：澎湖島庁書記官) | 飯島 宗朗⑦★ (本：澎湖島庁書記官) | 八田 一精⑤ | |

註1：本表の典拠は、以下の通り。1896年(明治29年)5月については内閣官報局『官報』第3861号・明治29年5月15日による。1896年(明治29年)11月については、内閣官報局『職員録 明治29年(甲)』(印刷局, 1897年)579-582・609・611-616頁(1896年11月1日現在の調査)による。1897年(明治30年)2月については、台湾総督府民政局総務部秘書課『台湾総督府民政局職員録 明治30年』(八尾商店活版部印刷, 1897年)44-52・112・124・126・129・133・141・143・148・151・155・158頁(1897年2月28日現在の調査, 県島庁の部は同年1月31日現在の調査)による。1897年(明治30年)11月については、内閣官報局『職員録 明治30年(甲)』(印刷局, 1897年)618-620頁(1897年11月1日現在の調査)による。以上の資料から、岡本が作成。

註2：氏名横のマル数字は、高等官の官等を示す(例：⑤は、「高等官5等」を示す)。兼官者については、その本官名を、氏名の下に「(本：)」を付して示した。

註3：院長代理については「*」、院長心得については「**」を、その氏名の横に付して示した。また、各時期の新現在任者には「網かけ」をし、次回の調査時には離職している者については、氏名横に「★」を付した(複数の法院を兼任している場合は、本官部分のみに記載)。

3.2 二審制期の異動の特徴と流動性

3.2.1 実数の変遷と「定員外増員」

二審制期の在任者については、各時期の在任者を対比できる資料を、表8に示した。以下、本項では表8をもとに検討してゆく。なお、二審制期の判官は、行政官との兼官は制度上廃止されていたため、兼官者は検察官代理に限定されていた。

1898年7月の「法院条例」改正で二審制が開始され、「台湾法院定員令」改正で定員数は改正前74名から改正後35名へと、合計39名分の定員枠が減少した。しかし、前述のように、三審制期を通して在任者実数は、最多でも30名にすぎなかったため、むしろ実数に定員数が近づけられたというべきであろう。高野事件翌年の1898年11月の法院の構成は、法院の上層部にも新規在任者が投入され、また、判官では複数の法院の兼任も減少して、地方法院まで専任の判官で充填されていた。

二審制期以降に顕著な特徴として指摘しえるのは、「定員外増員」という現象である。例えば、1898年には、定員35名はすべて充填されたうえ、在任者の実数はこれを上回り42名にのぼっている。超過分7名は、すべて検察官代理であった。すなわち、地方庁の警部など別に本官があるものに対して、「法院条例」のなかの例外規定を用いて検察官代理に任命することで、“定員枠外”の人員を確保していた。これにより定員枠10名の検察官のほか、定員外に外付けされた構成員による“水増し増員”が行われ、実数は膨張していた。

この「定員外増員」は、この年に特殊な現象とはいえない。「定員外増員」、すなわち検察官代理の実数も算出した表を表9に、これをグラフで図示したものを図2に示す。各年度版『職員録(甲)』で、定観測的にピックアップしただけでも、毎年5～9名の検察官代理が在任し、定員数を上回る検察事務に従事する人材が維持されていたことがわかる。

3.2.2 「定員外増員」要請の要因

では、検察官代理による「定員外増員」は、なぜ必要とされたのだろうか。以下、本項では、検察官自身が作成した文書から検討してみたい。

まず、1901年4月に上席検察官たちが連名で児玉総督に出した稟申書を見ると、すでに検察官の定員枠14名を満了する在任者がいる状況を踏まえたうえで、さらに「検察官の増員」を希望しつつも、現状では「経費ノ関係」から「悉ク検察官ヲ増置スルコトハ困難」であるとして、新たに「検察官補」の設置を希望している。その理由としては、検

表8 二審制期の台湾総督府法院の構成 (1898年11月～1909年5月)

| | | | 1898年 (M31年) 11月 | 1899年 (M32年) 1・2月 | 1900年 (M33年) 4月 | 1901年 (M34年) 4月 | 1902年 (M35年) 5月 |
|-----------|-----------------|-----------------------------|--------------------------------|---------------------------------|------------------------------|---|---------------------------------|
| 総督府首脳 | 総督 | | 児玉 源太郎 | 児玉 源太郎 | 児玉 源太郎 | 児玉 源太郎 | 児玉 源太郎 |
| | 民政局長 (△) → 民政長官 | | 後藤 新平 (△) | 後藤 新平 | 後藤 新平 | 後藤 新平 | 後藤 新平 |
| 法院名 | 官名 | 職位 | | | | | |
| 覆審法院 | 判官 | 院長 | 水尾 調和② | 水尾 調和②★ | 鈴木 宗言④* | 鈴木 宗言③ | 鈴木 宗言③ |
| | | 部長 | - | - | - | 寺島 小五郎④ (本:台北地方法院院長) | 大津 鈞次郎④ |
| | | | 牧山 榮樹④ | 牧山 榮樹④ | 加藤 禮次郎④★ | 大津 鈞次郎④ | 櫻庭 棠陰④ |
| | | | 宇野 美苗⑤ | 宇野 美苗⑤ | 宇野 美苗④ | 櫻庭 棠陰⑤ (本:台南地方法院審議出張所判官(本官・兼官の区別不明)) | 安井 勝次④ |
| | | | 廣井 琦太郎⑤ (本:台北地方法院判官) | 廣井 琦太郎⑤ (本:台北地方法院判官) | 大津 鈞次郎⑤ | 原 誠一⑤ | 矢野 猪之八⑤ |
| | | | 寺島 小五郎⑤ | 寺島 小五郎⑤ | 櫻庭 棠陰⑤ | 矢野 猪之八⑤ | 手島 兵次郎⑤★ |
| | | | 大津 鈞次郎⑤ | 大津 鈞次郎⑤ | 原 誠一⑤ | 渡邊 啓太⑥ (本:台南地方法院判官) | 渡邊 啓太⑤ (本:台南地方法院判官) |
| | | | 岡澤 主一郎⑤ (本:台北地方法院判官) | 岡澤 主一郎⑤ (本:台北地方法院判官) | 安井 勝次⑤ | 高田 富藏⑥ | 高田 富藏⑤ |
| | | | 柴崎 守雄⑥ | 柴崎 守雄⑥★ | 矢野 猪之八⑥ (本:台北地方法院判官) | 藤井 乾助⑥ | 藤井 乾助⑤ |
| | | | 安井 勝次⑥ (本:台北地方法院判官) | 安井 勝次⑥ (本:台北地方法院判官) | - | - | 望月 恒造⑤ (本:台北地方法院判官) |
| 覆審法院檢察局 | 檢察官 | 檢察官長 | 川淵 龍起④ | 川淵 龍起④★ | 尾立 維孝③ | 尾立 維孝③ | 尾立 維孝② |
| | | | 松井 四郎⑤ | 松井 四郎⑤ | 莊田 要二郎⑤ | 長谷川 憲一⑤ | 西内 金吾⑤ |
| | | | - | 猪瀬 藤重⑤ (本:台北地方法院檢察官) | 渡邊 助治郎⑤ | 西内 金吾⑤ | 朽木 義春⑤ |
| 台北地方法院 | 判官 | 院長 | 山口 武洪④ | 山口 武洪④★ | 寺島 小五郎④ | 寺島 小五郎④ | 寺島 小五郎③ |
| | | | 廣井 琦太郎⑤ | 廣井 琦太郎⑤★ | 矢野 猪之八⑥ | 高田 富藏⑥ (本:覆審法院判官) | 高田 富藏⑤ (本:覆審法院判官) |
| | | | 岡澤 主一郎⑤ | 岡澤 主一郎⑤★ | 高田 富藏⑥ | 水津 千雄⑥ | 望月 恒造⑤ |
| | | | 安井 勝次⑥ | 安井 勝次⑥ | 藤井 乾助⑥ | 望月 恒造⑥ | 早川 彌三郎⑤ |
| | | | 横山 金太郎⑥ | 横山 金太郎⑥★ | 笠原 文太郎⑥★ | 土屋 達太郎⑥ | 村上 武八郎⑤ |
| | | | 金澤 鬼三郎⑧ | 金澤 鬼三郎⑧★ | 望月 恒造⑥ | 白倉 吉朗⑥ | 土屋 達太郎⑤ |
| | | | - | - | - | 高田 鈞一郎⑦ | 白倉 吉朗⑥ |
| | | | - | - | - | - | 柳原 右助⑥ |
| | | | - | - | - | - | - |
| | | | - | - | - | - | - |
| 新竹出張所 | 判官 | | 八田 一精⑤ | 八田 一精⑤★ | 木付 篤⑤ | 川上 和一④ | 川上 和一④ |
| | | | 金井 榮太郎⑦ | 金井 榮太郎⑦★ | 白倉 吉朗⑦ | 村上 武八郎⑥ | 水津 千雄⑤★ |
| 宜蘭出張所 | 判官 | | - (書記のみ) | - (書記のみ) | 前川 房次郎⑥ | 木付 篤⑤ | 木付 篤④ |
| 台中出張所 | 判官 | | 【出張所未設置】 | 【出張所未設置】 | 【出張所未設置】 | 【出張所未設置】 | 【出張所未設置】 |
| 台北地方法院檢察局 | 檢察官 | 檢察官長 | 北川 信從④ | 北川 信從④ | 北川 信從④★ | 莊田 要二郎④★ | 松井 四郎④ |
| | | | 猪瀬 藤重⑤ (本:台中地方法院檢察官) | 猪瀬 藤重⑤ | 浅野 三秋⑥★ | 長谷川 憲一⑤ (本:覆審法院檢察官) | 西内 金吾⑤ (本:覆審法院檢察官) |
| | | | 浅野 三秋⑥ | 浅野 三秋⑥ | 石山 慎一郎⑦★ | 西内 金吾⑤ (本:覆審法院檢察官) | 朽木 義春⑤ (本:覆審法院檢察官) |
| | | | 鉦鹿 赫太郎⑦★ (本:台北地方法院通訳) | - | - | 朽木 義春⑥ | 小野 得一郎⑥ |
| | | | - | - | - | 小野 得一郎⑦ | 三好 一八⑥★ |
| | | - | - | - | - | - | |
| | | 檢察官代理 | 大熊 和郎⑥ (本:台北県警部(台北県警察部保安課)) | 大熊 和郎⑥ (本:台北県警部(台北県警察部保安課長)) | 大熊 和郎⑥★ (本:台北県警部(台北県警察部)) | - | - |
| 新竹出張所檢察局 | 檢察官代理 | 檢察官 | 岡 一郎⑤ | 岡 一郎⑤ | 岡 一郎⑤ | 橋本 哲⑤ | 橋本 哲④ |
| | | | 川畑 鷹之助⑦ (本:台北県警部(新竹辨務署)) | 川畑 鷹之助⑦ (本:台北県警部(新竹辨務署)) | 川畑 鷹之助⑦★ (本:台北県警部(新竹辨務署)) | - | 小澤 武憲⑧ (本:新竹庁警部(新竹庁警務課長)) |
| | | | 天黒 季三⑧★ (本:台北県警部(新竹辨務署)) | - | - | - | 友成 富次郎⑧ (本:台北地方法院新竹出張所檢察局書記) |
| | | | 有村 藤兵衛⑦★ (本:台北県警部(新竹辨務署)) | - | - | - | - |
| | | 岩元 義行⑧★ (本:台北県警部(新竹辨務署)) | - | - | - | - | |

| 1903年 (M36年) 5月 | 1904年 (M37年) 5月 | 1905年 (M38年) 5月 | 1906年 (M39年) 5月 | 1907年 (M40年) 5月 | 1908年 (M41年) 5月 | 1909年 (M42年) 5月 |
|---------------------------------|---------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------|
| 児玉 源太郎 | 児玉 源太郎 | 児玉 源太郎 | 佐久間 佐馬太 | 佐久間 佐馬太 | 佐久間 佐馬太 | 佐久間 佐馬太 |
| 後藤 新平 | 後藤 新平 | 後藤 新平 | 後藤 新平 | 祝 辰巳 | 祝 辰巳 | 大島 久満次 |
| 法院関係者氏名(官等) | | | | | | |
| 鈴木 宗言② | 鈴木 宗言② | 鈴木 宗言② | 鈴木 宗言② | 鈴木 宗言②★ | 石井 常英② | 石井 常英② |
| 寺島 小五郎③ | 寺島 小五郎③ | 安井 勝次④ | 安井 勝次④ | 安井 勝次④ | 矢野 猪之八④ | 矢野 猪之八④★ |
| 櫻庭 棠陰④ | 安井 勝次④ | 原 誠一④ | 木付 篤④★ | 矢野 猪之八④ | 高田 富蔵④ | 高田 富蔵④ |
| 安井 勝次④ | 原 誠一④ | 矢野 猪之八④ | 原 誠一④ (本:台北地方法院判官) | 高田 富蔵④ | 藤井 乾助④ | 藤井 乾助④ |
| 渡邊 啓太⑤ | 渡邊 啓太④ | 高田 富蔵④ | 矢野 猪之八④ | 藤井 乾助④ | 土屋 達太郎④ | 原 誠一④ |
| 高田 富蔵⑤ | 高田 富蔵④ | 藤井 乾助④ | 高田 富蔵④ | 土屋 達太郎④ | 原 誠一④ | 渡邊 啓太④ |
| 藤井 乾助⑤ | 藤井 乾助④ | 早川 彌三郎④ | 藤井 乾助④ | 早川 彌三郎④★ | 渡邊 啓太④ | 望月 恒造④ |
| 土屋 達太郎⑥ | 土屋 達太郎④ | 松岡 十次郎⑤ (本:台北地方法院判官) | 安田 勝次郎④ (本:台北地方法院判官) | 原 誠一④ (本:台北地方法院判官) | 川上 和一④ (本:台北地方法院判官) | 安田 勝次郎④ (本:台北地方法院判官) |
| 松岡 十次郎⑥ (本:台北地方法院判官) | 松岡 十次郎⑤ (本:台北地方法院判官) | - | 土屋 達太郎④ | 安田 勝次郎④ (本:台北地方法院判官) | 安田 勝次郎④ (本:台北地方法院判官) | 川上 和一④ (本:台北地方法院判官) |
| - | - | - | - | - | 増田 武城④ (本:台北地方法院判官) | 富島 元治⑤ (本:台北地方法院判官) |
| 尾立 維孝② | 尾立 維孝② | 尾立 維孝② | 尾立 維孝② | 尾立 維孝② | 尾立 維孝② | 尾立 維孝① |
| 西内 金吾④ | 西内 金吾④ | 西内 金吾④ | 西内 金吾④ | 西内 金吾④ | 西内 金吾④★ | 小野 得一郎⑤ |
| 朽木 義春⑤ | 小野 得一郎⑤ (本:台北地方法院檢察官) | 小野 得一郎⑤ (本:台北地方法院檢察官) | 小野 得一郎⑤ (本:台北地方法院檢察官) | 小野 得一郎⑤ (本:台北地方法院檢察官) | 松井 栄堯⑥ (本:台北地方法院檢察官) | 松井 栄堯⑤ (本:台北地方法院檢察官) |
| 小野 得一郎⑥ (本:台北地方法院檢察官) | - | - | - | - | - | - |
| 牧山 栄樹③ | 牧山 栄樹③★ | 寺島 小五郎③ | 寺島 小五郎③ | 寺島 小五郎③★ | 安井 勝次③ | 安井 勝次③ |
| 渡邊 啓太⑤ (本:覆審法院判官) | 原 誠一④ (本:覆審法院判官) | 原 誠一④ (本:覆審法院判官) | 木付 篤④ (本:覆審法院判官) | 原 誠一④ | 川上 和一④ | 安田 勝次郎④★ |
| 高田 富蔵⑤ (本:覆審法院判官) | 渡邊 啓太④ (本:覆審法院判官) | 高田 富蔵④ (本:覆審法院判官) | 原 誠一④ | 安田 勝次郎④ | 安田 勝次郎④ | 川上 和一④ |
| 前川 房次郎⑤★ | 高田 富蔵④ (本:覆審法院判官) | 早川 彌三郎④ (本:覆審法院判官) | 安田 勝次郎④ | 白倉 吉朗⑤ | 増田 武城④ | 増田 武城④ |
| 早川 彌三郎⑤ | 早川 彌三郎④ | 安田 勝次郎④ | 白倉 吉朗⑤ | 小野 隆太郎⑤ | 白倉 吉朗⑤★ | 大内 信⑤ |
| 村上 武八郎⑤ | 土屋 達太郎④ (本:覆審法院判官) | 松岡 十次郎⑤ | 小野 隆太郎⑤ | 大内 信⑥ | 大内 信⑤ | 富島 元治⑤ |
| 土屋 達太郎⑥ (本:覆審法院判官) | 松岡 十次郎⑤ | 小野 隆太郎⑥ | 大内 信⑥ | - | - | 久保 惟修⑥ |
| 柳原 右助⑤ | 小野 隆太郎⑥ | 大内 信⑥ | 長尾 景徳⑦ | - | - | - |
| 松岡 十次郎⑥ | 伊藤 政重⑥★ | 伊藤 政重⑥★ | - | - | - | - |
| 小野 隆太郎⑥ | 伊藤 政重⑦ | - | - | - | - | - |
| 安田 勝次郎⑤ | 安田 勝次郎④ | 望月 恒造④ | 望月 恒造④ | 望月 恒造④ | 小野 隆太郎⑤ | 小野 隆太郎⑤★ |
| 伊藤 政重⑦ | 伊藤 政重⑥ (本:台北地方法院判官) | 大内 信⑥ (本:台北地方法院判官) | - | 長尾 景徳⑦ | 長尾 景徳⑦ | 佐藤 乙二⑦ |
| 木付 篤④ | 木付 篤④ | 木付 篤④ | 川上 和一④ | 川上 和一④ | 柳原 右助⑤ | 柳原 右助⑤ |
| - | - | - | - | - | - | - |
| 【出張所未設置】 | 矢野 猪之八④ | 渡邊 啓太④ | 渡邊 啓太④ | 渡邊 啓太④ | 望月 恒造④ | 村上 武八郎④ |
| - | 柳原 右助⑤ | 柳原 右助⑤ | 久保 惟修⑥ | 久保 惟修⑥ | 久保 惟修⑥ | 山田 示元⑥ |
| - | - | - | - | - | - | 長尾 景徳⑦ |
| 松井 四郎③ | 松井 四郎③ | 松井 四郎③ | 松井 四郎③ | 松井 四郎③ | 松井 四郎③ | 松井 四郎③ |
| 西内 金吾④ (本:覆審法院檢察官) | 西内 金吾④ (本:覆審法院檢察官) | 西内 金吾④ (本:覆審法院檢察官) | 西内 金吾④ (本:覆審法院檢察官) | 西内 金吾④ (本:覆審法院檢察官) | 西内 金吾④ (本:覆審法院檢察官) | 土屋 達太郎④ (本:台北地方法院台中出張所檢察官) |
| 朽木 義春⑤ (本:覆審法院檢察官) | 朽木 義春④ | 朽木 義春④ | 小野 得一郎⑤ | 松井 栄堯⑥ | 松井 栄堯⑤ | 小野 得一郎⑤ (本:覆審法院檢察官) |
| 小野 得一郎⑥ | 小野 得一郎⑤ | 小野 得一郎⑤ | - | 加福 豊次⑦ | 加福 豊次⑥*注5★ | 松井 栄堯⑤ |
| - | - | - | - | - | - | 三好 一八⑤ |
| - | - | - | - | - | - | 加福 豊次⑥ (本:総督府警視[民政部警察本署分課未定]) |
| - | - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - | - |
| 橋本 哲④★ | 朽木 義春④ (本:台北地方法院檢察官) | 朽木 義春④ (本:台北地方法院檢察官) | - | 松井 栄堯⑥ (本:台北地方法院檢察官) | 松井 栄堯⑤ (本:台北地方法院檢察官) | 福田 醇⑦ |
| 小澤 武憲② (本:新竹庁警部[新竹庁警務課長]) | 小澤 武憲② (本:新竹庁警部[新竹庁警務課長]) | 小澤 武憲② (本:新竹庁警部[新竹庁警務課長]) | 小澤 武憲② (本:新竹庁警部[新竹庁警務課長]) | 小澤 武憲①★ (本:新竹庁警部[新竹庁警務課長]) | 小澤 武憲①★ (本:新竹庁警部[新竹庁警務課長]) | 庄野 橋太郎①★ (本:台北地方法院新竹出張所檢察局書記[監督]) |
| 友成 富次郎⑤ (本:台北地方法院新竹出張所檢察局書記) | 友成 富次郎④ (本:台北地方法院新竹出張所檢察局書記) | 本田 正己⑤ (本:台北地方法院新竹出張所檢察局書記) | 本田 正己⑤ (本:台北地方法院新竹出張所檢察局書記) | 本田 正己④★ (本:台北地方法院新竹出張所檢察局書記) | 友成 富次郎④★ (本:台北地方法院新竹出張所檢察局書記) | 内田 芳雄⑦★ (本:新竹庁警部[新竹庁警務課]) |
| - | - | - | - | - | 内田 芳雄(月俸28円) (本:新竹庁警部[新竹庁警務課]) | - |
| - | - | - | - | - | - | - |

| | | | | | | |
|-----------|------------|------------------|------------------|-----------------------------|------------------------------|--------------------------------|
| 宜蘭出張所檢察局 | 檢察官 | 【出張所未設置】 | 【出張所未設置】 | 猪瀬 藤重⑤★ | 岡 一郎④★ | 松井 榮亮⑦ |
| | 檢察官代理 | 【出張所未設置】 | 【出張所未設置】 | 長倉 用貞⑦ (本:宜蘭庁警部〔宜蘭庁警察課〕) | 長倉 用貞⑦★ (本:宜蘭庁警部〔宜蘭庁警察課〕) | 米倉 安太郎⑥★ (本:宜蘭庁警部〔宜蘭庁警察課長〕) |
| 台中出張所檢察局 | 檢察官 | 【出張所未設置】 | 【出張所未設置】 | 【出張所未設置】 | 【出張所未設置】 | 【出張所未設置】 |
| | 檢察官代理 | 【出張所未設置】 | 【出張所未設置】 | 【出張所未設置】 | 【出張所未設置】 | 【出張所未設置】 |
| 台中地方法院 | 判官 | 院長 | 加藤 禮次郎⑤ | 加藤 禮次郎⑤ | 牧山 榮樹④ | 宇野 美苗④ |
| | | 矢野 猪之八⑥ | 矢野 猪之八⑥ | 川上 和一⑤ | 早川 彌三郎⑥ | 原 誠一④ |
| | | 香川 秀作⑦ | 香川 秀作⑦★ | 土屋 達太郎⑥ | 原 玄朴⑥ | 高田 銃一郎⑥ |
| 台中地方法院檢察局 | 檢察官 | 檢察官長 | 石部 雄海⑤ | 石部 雄海⑤★ | 松井 四郎⑤ | 渡邊 助治郎⑤ |
| | 檢察官代理 | 猪瀬 藤重⑤ | 秋山 二郎⑥★ | 松岡 十次郎⑦ | 豊田 俊介⑥ | 豊田 俊介⑤ |
| | 友成 富次郎⑥ | 友成 富次郎⑥★ | 友成 富次郎⑥ | 友成 富次郎⑥★ | 種橋 成香①★ | 種橋 成香①★ |
| | 隱岐 一清(不明)★ | 隱岐 一清(不明)★ | 隱岐 一清(不明)★ | 隱岐 一清(不明)★ | 隱岐 一清(不明)★ | 隱岐 一清(不明)★ |
| 台南地方法院 | 判官 | 院長 | 川原 義太郎④ | 川原 義太郎④ | 川原 義太郎④★ | 牧山 榮樹③ |
| | | 川上 和一⑤ | 川上 和一⑤ | 村上 武八郎⑥ | 安井 勝次⑤ | 渡邊 啓太⑤ |
| | | 茂見 直次郎⑥ | 茂見 直次郎⑥★ | 田村 武七⑦★ | 渡邊 啓太⑥ | 安田 勝次郎⑤ |
| | | 高田 富藏⑦ | 高田 富藏⑦ | 安田 勝次郎⑥ | 増山 泰次郎⑥ | 増山 泰次郎⑥ |
| | | 川上 正直⑥ | 川上 正直⑥ | 川上 正直⑤ | 松岡 十次郎⑦ | 小野 隆太郎⑦ |
| 嘉義出張所 | 判官 | 磯部 亮邦⑥ | 磯部 亮邦⑥★ | 豊田 俊介⑥ | 前川 房次郎⑥ | 原 玄朴⑤ |
| | | 藤井 乾助⑦ | 藤井 乾助⑦ | 水津 千雄⑥ | 増山 泰次郎⑦ | 松岡 十次郎⑥ |
| | | -(書記のみ) | -(書記のみ) | 安田 勝次郎⑥ | 川上 正直⑤ | 川上 正直④ |
| 鳳山出張所 | 判官 | -(書記のみ) | -(書記のみ) | 本多 潤⑦ | 本田 潤⑦★ | 前川 房次郎⑤ |
| 澎湖出張所 | 判官 | -(書記のみ) | -(書記のみ) | -(書記のみ) | -(書記のみ) | -(書記のみ) |
| 台南地方法院檢察局 | 檢察官 | 檢察官長 | — | 梶川 四三⑤★ | 本田 恒虎⑥★ | 松井 四郎④ |
| | 檢察官代理 | 梶川 四三⑤ | — | 津田 毅一⑥ | 津田 毅一⑥ | 津田 毅一⑤ |
| | 秋山 二郎⑥ | — | — | — | — | — |
| 嘉義出張所檢察局 | 檢察官 | 河原 元之助① | 河原 元之助①★ | 緒方 雄幸①★ | 小島 宗三郎⑦ | 大津 哲郎⑦ |
| | 檢察官代理 | (本:台南県警部〔台南辨務署〕) | (本:台南県警部〔台南辨務署〕) | (本:台南県警部〔台南辨務署〕) | (本:台南県警部〔台南辨務署〕) | (本:台南県警部〔台南辨務署〕) |
| | 北村 精一郎⑤ | 北村 精一郎⑤★ | 朽木 義春⑥ | 中島 鉄太郎⑦★ | 中井 金松⑥ | |
| | 永田 市二⑦ | 永田 市二(不明)★ | 中島 鉄太郎⑦★ | 中島 鉄太郎⑦★ | 中村 英三⑤ | |
| 鳳山出張所檢察局 | 檢察官 | 【出張所未設置】 | 【出張所未設置】 | 森 節太郎⑥ | 森 節太郎⑥ | 森 節太郎⑤ |
| | 檢察官代理 | 【出張所未設置】 | 【出張所未設置】 | — | — | — |
| | — | — | — | — | 高尾 武太郎⑦ | |

註1: 本表の典拠は、1898年(明治31年)11月については『台湾總督府職員録』(台湾日日新報社、1898年)9-14・36・45・46・68・70頁(1898年11月15日現在の調査)による。1899年(明治32年)1・2月については、内閣官報局『職員録 明治32年(甲)』(印刷局、1899年)675-679・695・700・704頁(高等官は1899年2月1日現在、判任官は1899年1月1日現在の調査)による。1900年(明治33年)4月については、内閣官報局『職員録 明治33年(甲)』(印刷局、1900年)747-752・775・779・792・799頁(1900年4月1日現在の調査)による。1901年(明治34年)4月については、内閣官報局『職員録 明治34年(甲)』(印刷局、1901年)788-793・833・839・840・845頁(1901年4月1日現在の調査)による。1902年(明治35年)5月については、内閣官報局『職員録 明治35年(甲)』(印刷局、1902年)807-811・853・856・866・868頁(1902年5月1日現在の調査)による。1903年(明治36年)5月については、内閣官報局『職員録 明治36年(甲)』(印刷局、1903年)762-766・802・805・808・820頁(1903年5月1日現在の調査)による。1904年(明治37年)5月については、内閣官報局『職員録 明治37年(甲)』(印刷局、1904年)573-577・611・615・624頁(1904年5月1日現在の調査)による。1905年(明治38年)5月については、内閣官報局『職員録 明治38年(甲)』(印刷局、1905年)606-610・639・643・646・652・655頁(1905年5月1日現在の調査)による。1906年(明治39年)5月については、内閣官報局『職員録 明治39年(甲)』(印刷局、1906年)709-713・742・750・746・

| | | | | | | |
|--|--|-----------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|
| 中井 金松⑤★ | - | - | - | - | - | - |
| 本田 正己④ (本:宜蘭庁警部〔宜蘭庁警務課長〕) | 本田 正己⑤ (本:台北地方法院宜蘭出張所檢察局書記) | 友成 富次郎④(本:台北地方法院宜蘭出張所檢察局書記) | 友成 富次郎④ (本:台北地方法院宜蘭出張所檢察局書記) | 友成 富次郎④ (本:台北地方法院宜蘭出張所檢察局書記) | 青柳 俊夫⑤ (本:台北地方法院宜蘭出張所檢察局書記) | 青柳 俊夫⑤ (本:台北地方法院宜蘭出張所檢察局書記) |
| 永吉 綱⑥ (本:宜蘭庁警部〔宜蘭庁警務課〕) | 永吉 綱⑥ (本:宜蘭庁警部〔宜蘭庁警務課〕) | 永吉 綱⑥★ (本:宜蘭庁警部〔宜蘭庁警務課〕) | 池田 鳴遠⑤ (本:宜蘭庁警部〔宜蘭庁警務課〕) | 池田 鳴遠⑤ (本:宜蘭庁警部〔宜蘭庁警務課〕) | 池田 鳴遠⑤★ (本:宜蘭庁警部〔宜蘭庁警務課〕) | 坂井 時彦⑤ (本:宜蘭庁警部〔宜蘭庁警務課〕) |
| 【出張所未設置】 | 津田 毅一④ | 津田 毅一④ | 津田 毅一④★ | 小野 得一郎⑤ | 小野 得一郎⑤ | 土屋 達太郎④ |
| | 日野 森蔵⑥★ (本:台北地方法院台中出張所檢察局書記兼台中庁警部) | 北村 季雄⑥★ (本:台中庁警部〔台中庁警務課〕) | 秋山 國夫⑥★ (本:台北地方法院台中出張所檢察局書記) | 青柳 俊夫⑤ (本:台北地方法院台中出張所檢察局書記) | 中田 直久④ (本:台中庁警部〔台中庁警務課長〕) | 中田 直久①★ (本:台中庁警部〔台中庁警務課長〕) |
| | - | 秋山 國夫⑥ (本:台北地方法院台中出張所檢察局書記) | 窪田 直人⑦★ (本:台中庁警部〔台中庁警務課〕) | - | 並河 忠雄⑥ (本:台北地方法院台中出張所檢察局書記) | 並河 忠雄⑥ (本:台北地方法院台中出張所檢察局書記) |
| 大津 軌次郎③★ | 原 誠一④ | - | - | - | - | - |
| 高田 統一郎⑥★ | 【廃止→台北地方法院台中出張所】 | - | - | - | - | - |
| 伊東 愛敬⑥ | - | - | - | - | - | - |
| 渡邊 助治郎④ | - | - | - | - | - | - |
| 豊田 俊介⑤ | - | - | - | - | - | - |
| 入佐 宗計佐⑥★ (本:台中庁警部〔台中庁警務課〕) | 【廃止→台北地方法院台中出張所檢察局】 | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - | - |
| 宇野 美苗③★ | 櫻庭 業隆④ | 櫻庭 業隆③ | 櫻庭 業隆③ | 櫻庭 業隆③ | 櫻庭 業隆③ | 櫻庭 業隆③★ |
| 望月 恒造⑤ | 川上 和一④ | 川上 和一④ | 早川 彌三郎④ | 村上 武八郎④ | 村上 武八郎④ | 山口〔松岡を改姓〕十次郎⑤ |
| 原 玄朴⑤ | 望月 恒造④ | 土屋 達太郎④ | 柳原 右助⑤ | 柳原 右助⑤ | 原 玄朴⑤ | 宇野 庄吉⑥ |
| 白倉 吉朗⑤ | 原 玄朴⑤ | 原 玄朴⑤ | 松岡 十次郎⑤ | 笠井 雄吉⑦★ | 佐藤 乙二⑦ | 岩本 喜之助⑥ |
| - | 白倉 吉朗⑤ | 白倉 吉朗⑤ | - | - | - | - |
| 矢野 猪之八④ | 村上 武八郎④ | 村上 武八郎④ | 村上 武八郎④ | 原 玄朴⑤ | 松岡 十次郎⑤★ | 原 玄朴⑤ |
| 大内 信⑥ | 大内 信⑥ | 原 玄朴⑤ (本:台南地方法院判官) | 原 玄朴⑤ | 松岡 十次郎⑤ | 岩本 喜之助⑥ | 安藤 第三郎⑥ |
| - | - | - | - | - | - | - |
| 川上 和一④ | 望月 恒造④ (本:台南地方法院判官) | 川上 和一④ (本:台南地方法院判官) | 【廃止】 | - | - | - |
| 増山 泰次郎⑥★ | - | - | - | - | - | - |
| - (書記のみ) | 望月 恒造④ (本:台南地方法院判官) | 【廃止】 | - | - | - | - |
| 長谷川 憲一④★ | 渡邊 助治郎③ | 渡邊 助治郎③★ | 朽木 義春④ | 朽木 義春④ | 朽木 義春④ | 朽木 義春④ |
| 松井 栄亮⑥ | 松井 栄亮⑥ | 松井 栄亮⑥ | 松井 栄亮⑥ | 中條 庸⑦ | 中條 庸⑦★ | 筒井 清良⑥ |
| - | - | - | - | - | - | - |
| 二宮 儀之助④ (本:台南地方法院檢察局書記兼台南県警部) | - | 青柳 俊夫⑤ (本:台南地方法院檢察局書記) | 青柳 俊夫④ (本:台南地方法院檢察局書記) | 宮本 彌久次⑥ (本:台南地方法院檢察局書記) | 宮本 彌久次④ (本:台南地方法院檢察局書記) | 宮本 彌久次⑥ (本:台南地方法院檢察局書記) |
| 津田 毅一⑤ | 豊田 俊介④ | 豊田 俊介④ | 豊田 俊介④ | 豊田 俊介④★ | 上内 恒三郎⑦ | 上内 恒三郎⑦ |
| 中村 英三⑥★ (本:台南地方法院嘉義出張所檢察局書記兼嘉義庁警部) | 二宮 儀之助④ (本:嘉義庁警部〔嘉義庁警務課〕) | 二宮 儀之助⑥★ (本:嘉義庁警部〔嘉義庁警務課〕) | 尾崎 繁男⑦ (本:台南地方法院嘉義出張所檢察局書記) | 尾崎 繁男⑦ (本:台南地方法院嘉義出張所檢察局書記) | 尾崎 繁男⑦ (本:台南地方法院嘉義出張所檢察局書記) | 尾崎 繁男⑥★ (本:台南地方法院嘉義出張所檢察局書記) |
| - | 川原田 吉太郎⑥ (本:台南地方法院嘉義出張所檢察局書記兼嘉義庁警部) | 川原田 吉太郎⑥★ (本:台南地方法院嘉義出張所檢察局書記) | - | - | - | - |
| 森 節太郎⑤★ | = (通訳のみ) | - | - | - | - | - |
| 高尾 武太郎⑥★ (本:台南地方法院鳳山出張所檢察局書記兼鳳山庁警部) | - | 【廃止】 | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - | - |

747・756・760頁(1906年5月1日現在の調査)による。1907年(明治40年)5月については、内閣官報局『職員録 明治40年(甲)』(印刷局, 1907年)772-775・805・809・812・819・823頁(1907年5月1日現在の調査)による。1908年(明治41年)5月については、内閣官報局『職員録 明治41年(甲)』(印刷局, 1908年)813-818・850・855・859・866・870頁(1908年5月1日現在の調査)による。1909年(明治42年)5月については、内閣官報局『職員録 明治42年(甲)』(印刷局, 1909年)841・849-853・887・891・895・902・906頁(1909年5月1日現在の調査)による。1909年(明治42年)5月の「★」部分(次年度離職者)については、内閣官報局『職員録 明治43年(甲)』(印刷局, 1910年)848-852頁(1910年5月1日現在の調査)による。以上の資料から、岡本が作成。

註2: 氏名横のマル数字は、高等官の官等を示し(例: ⑤は、「高等官5等」を示す)、白抜きマル数字は、判任官の官等を示し(例: ⑤は、「判任官5等」を示す)、判任官でない者については月俸を()内に示す。兼官者については、その本官名を、氏名の下に「(本:)」を付して示した。また、各時期の新規在任者には「網かけ」をし、次回の調査時には離職している者については、氏名横に「★」を付した(複数の法院を兼任している場合は、本官部分のみに記載)。

註3: 院長代理については「*」を、その氏名の横に付して示した。

表9 判官・検察官・検察官代理の定員数および実数

| | 高等法院 | | | | 覆審法院 | | | | 地方法院 | | | | 合計 | | | | | | |
|---------|---------------|---|-------------|------------|------------|-------------|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|-----------|----|-----------|-----------|---|------------------------------------|------------------------------|
| | 院長 (判官) | 判官 (判官) | 検察官 (判官) | 部長 (判官) | 院長 (判官) | 検察官 (判官) | 部長 (判官) | 部長 (判官) | 院長 (判官) | 判官 (判官) | 検察官 官長 | 検察官 官長 | 検察官 代理 | 判官 | 検察官 代理 | 検察官 代理 | 定員内 総数 (判官 +検察官 +検察官 代理) | 実数 総数 (判官 +検察官 +検察官代理) | 実数 総数 の 前 回 比 |
| 総督 | 民政局長/ 民政長官 | 1 | 5 | 2 | 1 | - | 3 | - | 2 | 15 | 30 | - | 15 | 55 | 19 | 74 | - | - | - |
| | 樺山 資紀 | 1886年 (M29年) 5月 勅令第179号 | 1 | 4 | 0 | *1 | - | 3 | - | 13 | 5 | - | 2 | 0 | 27 | 3 | 30 | 30 | - |
| 乃木 希典 | 水野 連 | 1896年 (M29年) 11月 実数 | 1 | 5 | 0 | *1 | - | 3 | - | 13 | 2 | - | 2 | 0 | 25 | 3 | 28 | 28 | -2 |
| | 曾根 勝夫 | 1897年 (M30年) 2月 1897年 (M30年) 11月 | 1 | 5 | 0 | *1 | - | 3 | - | 10 | 4 | - | 2 | 0 | 24 | 3 | 27 | 27 | -1 |
| 児玉 源太郎 | 後藤 新平 | 1898年 (M31年) 7月 勅令第164号 | - | - | - | 1 | 1 | 5 | 1 | 3 | 15 | 3 | 5 | 25 | 10 | 35 | 35 | - | |
| | 後藤 新平 | 1898年 (M31年) 11月 1899年 (M32年) 1・2月 実数 | - | - | - | 1 | 0 | 5 | 1 | 3 | 15 | 2 | 7 | 24 | 11 | 35 | 42 | +12 | |
| 児玉 源太郎 | 後藤 新平 | 1899年 (M32年) 8月 勅令第370号 | - | - | - | 1 | 1 | 6 | 1 | 3 | 21 | 3 | 8 | 32 | 14 | 46 | 46 | - | |
| | 後藤 新平 | 1900年 (M33年) 4月 1901年 (M34年) 4月 1902年 (M35年) 5月 1903年 (M36年) 5月 1904年 (M37年) 5月 | - | - | - | *1 | 6 | 1 | 2 | 3 | 19 | 3 | 8 | 29 | 14 | 43 | 50 | +10 | |
| 児玉 源太郎 | 後藤 新平 | 1904年 (M37年) 8月 勅令第194号 | - | - | - | 1 | 1 | 5 | 1 | 2 | 15 | 2 | 5 | 24 | 9 | 33 | 33 | - | |
| | 祝 辰巳 | 1905年 (M38年) 5月 1906年 (M39年) 5月 1907年 (M40年) 5月 実数 | - | - | - | 1 | 1 | 5 | 1 | 2 | 14 | 2 | 5 | 9 | 23 | 9 | 32 | 41 | 0 |
| 佐久間 佐馬太 | 祝 辰巳 | 1908年 (M41年) 4月 勅令第104号 | - | - | - | 1 | 1 | 5 | 1 | 2 | 15 | 2 | 5 | 8 | 24 | 9 | 33 | 41 | 0 |
| | 祝 辰巳 | 1908年 (M41年) 5月 1909年 (M42年) 5月 実数 | - | - | - | 1 | 1 | 5 | 1 | 2 | 15 | 2 | 5 | 7 | 24 | 9 | 33 | 40 | -1 |

註1：本表は、表2～表8・図1より算出して、岡本作成。

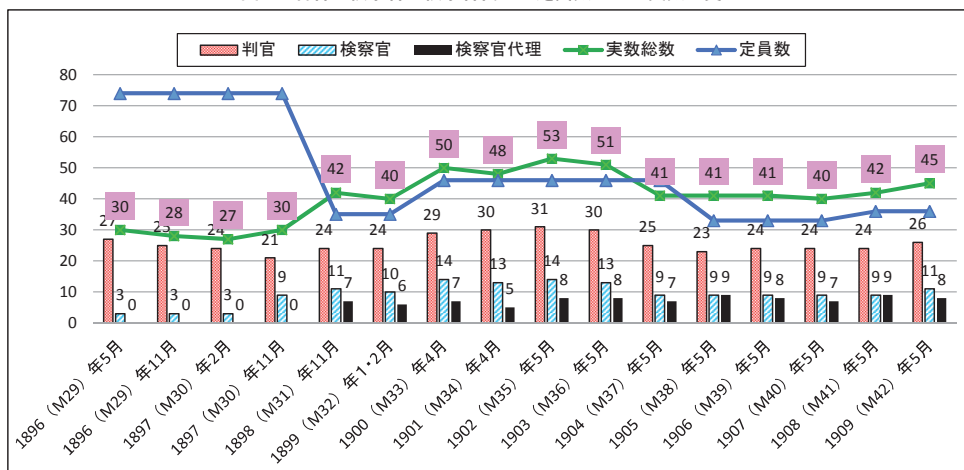
註2：「*」が付してあるものは、「院長心得」または「院長代理」を示す。

註3：本官の職を算出したため、兼官者の職は数字には反映されない(例：兼官職が院長・院長代理の場合は、算出されない。また、複数の法院に所属した場合には、本官の所属で算出した)。覆審法院の部長との兼官の場合のみ、両方で1人と算出。

註4：1898年(明治31年)の本官が法院通訳で兼官が検察官の鉅鹿赫太郎は、検察官に算入(兼官ではあるが「職員録」に記載。そのため、定員10人枠に対し、実数は11人になっている)。

註5：1909年(明治42年)の本官が総督府警視で兼官が検察官の加藤豊次は、検察官に算入(兼官ではあるが「職員録」に記載。そのため、定員10人枠に対し、実数は11人になっている)。

図2 判官・検察官・検察官代理の定員数および実数の変遷



註1：本表は、表9より、岡本が作成した。

察の「事務ノ繁劇内地検事ノ比ニアラス」とし、「殊ニ言語不通ノ犯人ニ対シ復^{ママ}通訳ノ煩勞ヲ要シ縦令警部ノ検察官代理ノ常置セラル、モ猶且事件ノ数ニ比シテ検察官ノ員少キヲ感スル位」であるという²⁴⁾。台湾の法院では、重層的な通訳を介した裁判が当初は行われており、そのために、本国とは異なる状況にあることが、増員必須の一要因とされていた。

また、1902年には覆審法院検察官長の尾立維孝から兎玉総督に対して出された建議は、検察官代理のリソース確保を要請していた。この時期は、検察官代理のリソースである警部の定員がそもそも減員されていったため、代替のリソースとして、検察局書記の定員を増員させて、それに警部を兼任させたいと、さらに検察官代理にも兼任させることを希望していた。この建議書では、検察官業務の現況の一例として、新竹・嘉義・鳳山の各出張所にはたった一人の検察官しか在任していないこと、その事務が非常に多忙であるとして、以下のように言う。すなわち、「昨年中〔1901年のこと：岡本〕鳳山ニテハ死刑二百八十三人ヲ執行シ嘉義ニテハ同九十五人ヲ執行シ其立会モ殆ト隔日ニ有之一人ノ検察官ノ能ク担当シ得ヘキ所ニ非ス」²⁵⁾として、膨大な量の死刑の執行と、隔日でその立ち会いに一人で臨む状況を理由として、検察官代理のリソースの確保を、喫緊の課題として主張していた。

このように、「定員外増員」は、植民地という現場における検察の要請から生じたものといえるであろう。

3.2.3 新規在任者・離職者数の変遷

ここでは、新規在任者と離職者の変遷を検討し、法院在任者の入れ替えの実態を明らかにする。二審制期の在任者の配置は、前掲の表8に示した通りである。

まず、例として、二審制期最初の1898年11月を見ると、在任者の実数は42名で、前年度に比して12名増員であった（前掲の表9を参照）。しかし、新規在任者は27名、離職者も15名にも及んでおり、この“差し引き数”が増員12名として、数値上に現れる部分となっていた。また、1900年にも新規在任者30名・離職者20名にも及ぶ、大規模な構成員の入れ替えが確認できる。

では、こうした人材の入れ替えは、二審制期に恒常的に生じていたのだろうか。各年の新規在任者と離職者を算出して、その数値を示したものが表10、それを図示したものが図3である。ここからは、1900年頃までは、新規の人材の大規模な流入と、その後の五月雨式の数名ずつの新規流入が続いていることが確認できる。また、離職者も同様の傾向を示している。1905年頃からは、両者ともに小規模の入れ替えにとどまっていた。

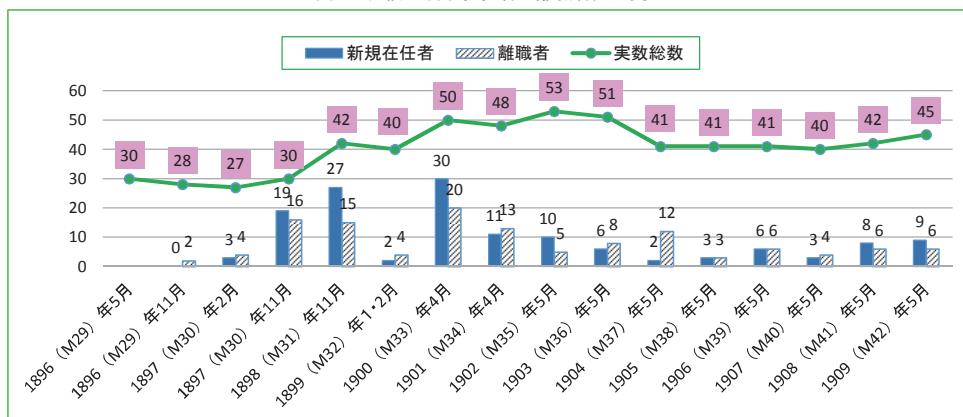
大規模な入れ替えが恒常的に生じていたわけではなく、しかし、三審制期の高野院長

表10 法院の新規在任者・離職者数（1896年5月～1909年5月）

| | | | 合計 | | 総数の前 回比 (新規-離 職者) | 新規在任者 | | | 離職者 | | | 備考 |
|---------|---------------|--------------------------|-----------------------|----------------------------|----------------------------|---------|---------|--------|---------|---------|--------|------------|
| | | | 定員内総数 (判官+検察 官) | 実数総数 (判官+検察官 +検察官代理) | | 定員 内 | 定員 外 | 総 数 | 定員 内 | 定員 外 | 総 数 | |
| 総督 | 民政局長/ 民政長官 | 1896年(M29年)5月 勅令第179号 | 74 | [定員なし] | | | | | | | | |
| 樺山 資紀 | | 1896年(M29年)5月 | 30 | 30 | - | - | - | - | - | - | - | |
| 乃木 希典 | 水野 遵 | 1896年(M29年)11月 | 28 | 28 | -2 | 0 | - | 0 | 2 | - | 2 | |
| | | 1897年(M30年)2月 | 27 | 27 | -1 | 3 | - | 3 | 4 | - | 4 | 高野事件前 |
| | 曾根 静夫 | 1897年(M30年)11月 | 30 | 30 | +3 | 19 | - | 19 | 16 | - | 16 | 高野事件後 |
| | | 1898年(M31年)7月 勅令第164号 | 35 | [定員なし] | | | | | | | | |
| 児玉 源太郎 | 後藤 新平 | 1898年(M31年)11月 | 35 | 42 | +12 | 19 | 8 | 27 | 15 | 0 | 15 | 児玉・後藤赴任後 |
| | | 1899年(M32年)1・2月 | 34 | 40 | -2 | 0 | 2 | 2 | 0 | 4 | 4 | |
| | | 1899年(M32年)8月 勅令第370号 | 46 | [定員なし] | | | | | | | | |
| 児玉 源太郎 | 後藤 新平 | 1900年(M33年)4月 | 43 | 50 | +10 | 26 | 4 | 30 | 17 | 3 | 20 | 制度改正・定員増員後 |
| | | 1901年(M34年)4月 | 43 | 48 | -2 | 9 | 2 | 11 | 9 | 4 | 13 | |
| | | 1902年(M35年)5月 | 45 | 53 | +5 | 5 | 5 | 10 | 3 | 2 | 5 | |
| | | 1903年(M36年)5月 | 43 | 51 | -2 | 2 | 4 | 6 | 4 | 4 | 8 | |
| | | 1904年(M37年)5月 | 34 | 41 | -10 | 0 | 2 | 2 | 9 | 3 | 12 | |
| | | 1904年(M37年)8月 勅令第194号 | 33 | [定員なし] | | | | | | | | |
| 児玉 源太郎 | 後藤 新平 | 1905年(M38年)5月 | 32 | 41 | 0 | 0 | 3 | 3 | 2 | 1 | 3 | |
| | | 1906年(M39年)5月 | 33 | 41 | 0 | 3 | 3 | 6 | 2 | 4 | 6 | |
| 佐久間 佐馬太 | 祝 辰巳 | 1907年(M40年)5月 | 33 | 40 | -1 | 2 | 1 | 3 | 2 | 2 | 4 | |
| | | | | 1908年(M41年)4月 勅令第104号 | 36 | [定員なし] | | | | | | |
| 佐久間 佐馬太 | 祝 辰巳 | 1908年(M41年)5月 | 33 | 42 | +2 | 5 | 3 | 8 | 5 | 1 | 6 | |
| | | 大島 久満次 | 1909年(M42年)5月 | 37 | 45 | +3 | 6 | 3 | 9 | 3 | 3 | 6 |

註1：本表の数字は、表7・表8から、各年度の表を対照して、岡本が算出した。「網かけ」部分の数字は定員数を示す。

図3 法院の新規在任者・離職者数の変遷



註1：本表は、表10より、岡本が作成した。

期のように一定の人材で固められていたわけではないことが指摘しえる。

3.2.4 在任者の流動性

最期に、在任者の流動性について検討してゆく。同時期の在任者を明示するために、判官の在任者について図4、検察官について図5、検察官代理について図6に示した。

判官は（図4）、三審制期の在任者たちは1900年頃にはすべていなくなっており、二審期開始まもなく法院の構成員はほぼ入れ替わっていたことがわかる。二審制期は、前述した1898年と1900年に各17名ずつの大規模な新規の判官群の流入が見られたが、その後は1901年6名、1902年1名、1903年2名、1904・1905年0名、1906年2名、1907年1名、1908・1909年に各4名というように、小規模の流入にとどまっていた。

検察官の場合も（図5）、三審制期の在任者は、やはり二審制期には皆無である。三審期末の1897年11月に9名、二審制期の1900年4月にも9名と、大規模な検察官の流入が見られたが、その後は1901年5名、1902年3名、1903～1905年0名、1906～1907年に各1名というように、流入の規模は次第に小さくなっている。

検察官代理の場合は（図6）、その大部分は2～3年程度の短期で離職して、新規の検察官代理が在任している。ただし、検察官代理は、そもそも警部などの台湾在勤者から補充的に任命されていることから、兼官を解かれ離職すれば、もともとの本官の業務に戻るため、このような流動性を示していると考えられる。

以上のように、三審制期から二審制期に移行する時期には、法院の在任者は、判官・検察官ともにほぼ総入れ替えがなされたとみてよい。1901年以後には、数名ずつの五月雨

図5 検察官の在任者の変遷 (1896年5月 - 1909年5月)

| 在任者 当年度 | 1895年5月 (M29年) | 1896年11月 (M30年) | 1897年2月 (M30年) | 1896年11月 (M31年) | 1898年11月 (M32年) | 1900年4月 (M33年) | 1901年4月 (M34年) | 1902年5月 (M35年) | 1903年5月 (M36年) | 1904年5月 (M37年) | 1905年5月 (M38年) | 1906年5月 (M39年) | 1907年5月 (M40年) | 1908年5月 (M41年) | 1909年5月 (M42年) |
|------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 検察官数 | 3 | 3 | 3 | 9 | 11 | 14 | 13 | 14 | 13 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 11 |
| 三審制 | 3 | 3 | 3 | | | | | | | | | | | | |
| 在任者 氏名 | 龍岡 信徳 田中 伸六(兼) 豊木 高義(兼) 有川 貞彦(兼) 磯部 亮通(兼) | 川淵 龍起 北川 信徳 浅野 三秋 秋山 二郎 岡 一郎 石部 雄海 梶川 四三八 奥村 正人 猪瀬 藤重 | 川淵 龍起 北川 信徳 浅野 三秋 秋山 二郎 岡 一郎 石部 雄海 梶川 四三八 奥村 正人 猪瀬 藤重 | 川淵 龍起 北川 信徳 浅野 三秋 秋山 二郎 岡 一郎 石部 雄海 梶川 四三八 奥村 正人 猪瀬 藤重 | 川淵 龍起 北川 信徳 浅野 三秋 秋山 二郎 岡 一郎 石部 雄海 梶川 四三八 奥村 正人 猪瀬 藤重 | 川淵 龍起 北川 信徳 浅野 三秋 秋山 二郎 岡 一郎 石部 雄海 梶川 四三八 奥村 正人 猪瀬 藤重 | 川淵 龍起 北川 信徳 浅野 三秋 秋山 二郎 岡 一郎 石部 雄海 梶川 四三八 奥村 正人 猪瀬 藤重 | 川淵 龍起 北川 信徳 浅野 三秋 秋山 二郎 岡 一郎 石部 雄海 梶川 四三八 奥村 正人 猪瀬 藤重 | 川淵 龍起 北川 信徳 浅野 三秋 秋山 二郎 岡 一郎 石部 雄海 梶川 四三八 奥村 正人 猪瀬 藤重 | 川淵 龍起 北川 信徳 浅野 三秋 秋山 二郎 岡 一郎 石部 雄海 梶川 四三八 奥村 正人 猪瀬 藤重 | 川淵 龍起 北川 信徳 浅野 三秋 秋山 二郎 岡 一郎 石部 雄海 梶川 四三八 奥村 正人 猪瀬 藤重 | 川淵 龍起 北川 信徳 浅野 三秋 秋山 二郎 岡 一郎 石部 雄海 梶川 四三八 奥村 正人 猪瀬 藤重 | 川淵 龍起 北川 信徳 浅野 三秋 秋山 二郎 岡 一郎 石部 雄海 梶川 四三八 奥村 正人 猪瀬 藤重 | 川淵 龍起 北川 信徳 浅野 三秋 秋山 二郎 岡 一郎 石部 雄海 梶川 四三八 奥村 正人 猪瀬 藤重 | 川淵 龍起 北川 信徳 浅野 三秋 秋山 二郎 岡 一郎 石部 雄海 梶川 四三八 奥村 正人 猪瀬 藤重 |

註1: 本表は、表7・表8と同じ出典から、岡本が作成した。
 註2: 在任した年月に白抜き欄に氏名を記入し、在任していない年月は網かけとした。

図6 検察官代理の在任者の変遷 (1896年5月 - 1909年5月)

| 在任者 当半年 審判 | 三審制 | | | 二審制 | | | | | | | | | | | |
|------------------|-------------------|--------------------|-------------------|--------------------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 1895年5月 (M29年) | 1896年11月 (M30年) | 1897年2月 (M30年) | 1898年11月 (M31年) | 1899年12月 (M32年) | 1900年4月 (M33年) | 1901年4月 (M34年) | 1902年5月 (M35年) | 1903年5月 (M36年) | 1904年5月 (M37年) | 1905年5月 (M38年) | 1906年5月 (M39年) | 1907年5月 (M40年) | 1908年5月 (M41年) | 1909年5月 (M42年) |
| 検察官代 理者 | | | | 大熊 和郎 | 大熊 和郎 | 大熊 和郎 | 大熊 和郎 | 友成 富次郎 | 友成 富次郎 | 友成 富次郎 | 友成 富次郎 | 友成 富次郎 | 友成 富次郎 | 友成 富次郎 | 友成 富次郎 |
| 在任者 氏名 | | 大熊 義行(兼) | | 大熊 和郎 | 大熊 和郎 | 大熊 和郎 | 友成 富次郎 | 友成 富次郎 | 友成 富次郎 | 友成 富次郎 | 友成 富次郎 | 友成 富次郎 | 友成 富次郎 | 友成 富次郎 | 友成 富次郎 |
| | | 岩元 季二(兼) | | | | | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 |
| | | 大熊 季二(兼) | | | | | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 |
| | | 存村 敏兵衛(兼) | | | | | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 |
| | | 川淵 廉之助(兼) | | | | | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 |
| | | 河原 元之助(兼) | | | | | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 |
| | | 水田 市二 | | | | | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 |
| | | 水田 市二 | | | | | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 |
| | | 水田 市二 | | | | | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 |
| | | 水田 市二 | | | | | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 | 鎌倉 猪熊 |

註1：本表は、本表は、表7・表8と同じ出典から、岡本が作成した。
 註2：在任した年月に白抜き欄に氏名を記入し、在任していない年月は網かけとした。

式の新規在任者が流入しており、少しずつ司法官の入れ替えが行われているが、総入れ替えのような状況にはいたっておらず、台湾における司法官群の蓄積が指摘しえる。その傍らで、台湾在勤の人材から補充される検察官代理が常に複数名が流動的に補充されながら、法院の一角を占めているという構成にあった。

おわりに

以上のように、本稿では、台湾総督府の法院の在任者について、1896年から1910年前までを対象として、三審制期と二審制期に時期区分しつつ分析してきた。第2章では制度設計について、「法院条例」と「台湾法院定員令」などから検討し、第3章では、各時期の在任者を『職員録（甲）』の各年度版をもとに、任用状況と人材の流動性という側面から検討してきた。

各章で明らかになったことは、ここでは繰り返さずに、在任者の検討を通して本稿全体で明らかになったことの意義を確認し、今後の課題にも言及してみたい。本稿で試みた在任者の検討からは、数値の増減からでは明らかにはならない、新たな側面が多く明らかにできたと考える。すなわち、「定員外増員」の存在や、新規在任者・離職者の入れ替え、同期の在任者の変遷など、司法官人事の動態とその流動性が明らかとなった。

しかしながら、多くの判官・検察官が、大規模であれ小規模であれ、恒常的に補填され、あるいは離職して、法院の構成員に流動性が見られたことは、どのようなプロセスをたどって可能になったのか。また、在任前や離職後はどのような経歴を有するのか。こうしたことを明らかにするためには、司法官たちの学歴や履歴を検討することが必要な作業となるはずである。これらは、今後の課題としたい。

注

- 1) 本稿は、同志社大学人文科学研究所の第19期（2016～2018年度）第12研究会「脱植民地化と植民地主義の現在」（代表：水谷智教授）の共同研究の成果であり、かつ、文部科学省の科学研究費・基盤研究（B）「言語帝国主義と「翻訳」－帝国とその「辺境」の文化変容」（代表：平田雅博教授、2016－2019年度）の成果の一部である。なお、本稿執筆に際しては、早稲田大学東アジア法研究所主催「帝国と植民地法制」研究会の第15回研究会（2017年10月14日：早稲田大学）において、「植民地統治初期の臺灣総督府法院の人事」として報告する機会をいただいた。記して感謝する。
- 2) 台湾人司法官に関しては、王泰升『台湾日治時期法律改革（修訂二版）』（台北：聯經出版、

2014年9月修訂二版, 174～184頁), 曾文亮・王泰升(合著)「被併呑の滋味: 戦後初期台湾在地法律人才の處境與遭遇」(『臺灣史研究』14卷2号, 台北: 中央研究院臺灣史研究所, 2007年6月, 89-160頁), 参照。

- 3) 日本本国(「内地」)に本籍を置く日本人のこと(日本統治期の戸籍は血統主義であり, 出生地主義をとらない)。日本統治期には「内地人」と呼称(以下, カッコを省略する)。
- 4) たとえば, 臨時台湾旧慣調査会(1901～1919年)の立法作業の中心人物である岡松参太郎, 1930年代の姉齒松平に関する研究など。以下を参照。王泰升「再訪岡松参太郎學說與日治前期民事法變遷: 兼論「習慣立法」的生成, 消逝與再現」・同「日治時期的司法官僚法學: 以姉齒松平之生平及研究業績為例」(王泰升『具有歷史思維的法學: 結合台灣法律社會史與法律論證』(台北: 元照出版, 2010年)第5・6章, 167～242頁。王泰升「岡松参太郎の學說と日本統治前期における民事法の変遷・再論」(王泰升〔鈴木賢・松田恵美子・西英明・黃詩淳・陳宛妤・松井直之・阿部由理香, 訳)『台湾法における日本的要素』(台北: 台大出版中心, 2014年)第5章, 171～206頁。吳豪人「植民地の法学者たち—「近代」パライトの落とし子」(酒井哲哉編『岩波講座「帝国日本」の学知』第1卷(岩波書店, 2006年)第4章, 123～169頁。吳豪人『植民地の法学者—「現代」楽園的漫遊者群像』(台北: 台大出版中心, 2017年)第1・4章, 9～74・163～208頁。
- 5) たとえば, 台湾法制史の基礎的な文献で, 教科書的な役割も果たしている王泰升『台湾日治時期法律改革』(台北: 聯經, 初版=1999年)では, 「表3-3: 台湾司法人員數目(1897-1943)」(164～165頁)で判官・検察官の人数を提示して, 1897年=判官55名/検察官19名, 翌年1898年=判官24名/検察官10名として, 1年間で約半数まで人数が減少した数値を提示し, 本文でも約半数が職を去ったと説明をしている。しかし, 本稿で検討するように, 1897年のこの人数は, 「定員数」とは一致しているものの, 『職員録』などから判明する在任者数とは一致しない。また, 「検察官代理」の人数についても, 同表は1904～1911年に各年度に1～3名という数値を提示しているが, 本稿で見ると, 『職員録』などで確認する限り, 多い年には9名が確認できる。1999年初版掲載の同表は, 改訂を重ねた2014年版=王泰升『台湾日治時期法律改革(修訂二版)』(台北: 聯經, 2014年9月修訂二版)166～168頁でも, 同じ数値が掲載されている(『職員録』などとの数値の誤差については, 同書が1999年初版時に典拠とした公開されていた資料自身に, 記載内容の不備があったのではないかと推測される)。近年, 日本では「国立国会図書館デジタルコレクション」, 台湾では中央研究院臺灣史研究所檔案館や國史館臺灣文獻館などで, 『職員録』・『官報』・『台湾総督府報』・『台湾総督府公文類纂』などの基礎資料の整備とデジタル化が進み, WEB上から無料で閲覧可能となっている。本稿もこうした日台双方の資料公開と整備の恩恵に依り作成可能となっていることを, 附記しておきたい。
- 6) 岡本真希子『植民地官僚の政治史—朝鮮・台湾総督府と帝国日本』(三元社, 2008年), 松田利彦『日本の朝鮮植民地支配と警察—一九〇五年—一九四五年』(校倉書房, 2009年), 李炯植『朝鮮総督府官僚の統治構想』(吉川弘文館, 2013年), など参照。
- 7) 例えば, 本国の司法部をめぐる本国内の政治構造や政治過程を論じた先駆的な研究として

は、三谷太郎『近代日本の司法権と政党－陪審制成立の政治史』（塙書房、1980年）、参照。

- 8) なお、司法官人事をめぐる政治過程は、赴任した司法官の経歴や履歴などの分析抜きには考察しえない。これらの分析は、準備中の別稿に譲る。
- 9) 前掲王泰升『台湾日治時期法律改革（修訂二版）』第3章、129～223頁、参照。
- 10) 任用資格については、以下の文献が詳細に論じている。本稿では判官・検察官に焦点を当てて整理し表1に提示して、議論の前提とする。前掲王泰升『台湾日治時期法律改革（修訂二版）』167～178頁、王泰升『台湾法律史概論』第3版（台北：元照出版、2009年）49～50・224～231頁、王泰升〔松井直之訳〕「日本統治時代の台湾における近代司法との接触および継承」（愛知大学現代中国学会編『中国21』Vol.36、東方書店、2012年3月）74～75頁。
- 11) 本国の判事・検事の任用資格は、裁判所構成法以前には任用要件のない「無試験任用」の時期が続き、1885年の判事登用試験の導入で、一定の知識能力を備えた者の試験による選考任用が始まった。1890年2月10日の「裁判所構成法」（明治23年法律第6号）が公布されると、判事・検事に任用されるには、原則として、2回の「競争試験」を経る「試験任用制度」が原則となった（第57条）。本国の司法官任用制度に関しては、さしあたり、三阪佳弘『近代日本の司法省と裁判官』（大阪大学出版会、2014年）228～234頁、参照。
- 12) この例外規定につき、三審制期の当初に行政官が判官を兼任していた状態を指して、「司法行政の混淆」時代とも称される（台湾総督府警務局『台湾総督府警察沿革誌』第二編下巻、台湾総督府警務局、1942年、12頁）。また、小金丸貴志の論考では、「行政官の判官兼任に途を開いており」「民政初期の司法権独立に対する最も重大な制度上の侵害と見ることができよう」と指摘している（小金丸貴志「日本統治初期の台湾における刑法適用問題－依用慣行の起源と総督府・法院の対立」（『日本台湾学会報』第13号、2011年、9頁）。
- 13) 「法院条例」の大きな再変更は1919年である（1919年律令第4号）。高等法院と地方法院に分け、高等法院に覆審部と上告部を設けて、全体を三審制とした。
- 14) 法院における常勤の官吏としての「通訳」は、本国の裁判所にはないもので、植民地における固有の存在であり、植民地の法制史研究において重要な存在と考えられる。ただし、本稿では、判官・検察官の分析を検討課題としているため、この時期の「通訳」の分析には別稿を期したい。なお、1910年代以降1940年代前半までの「法院通訳」に関しては、以下の拙稿を参照。岡本真希子「日本統治前半期台湾の官僚組織における通訳育成と雑誌『語苑』－1910－1920年代を中心に－」（『社会科学』第42巻2・3合併号、同志社大学人文科学研究科、2012年12月、103-144頁）、岡本真希子「『国語』普及政策下台湾の官僚組織における通訳育成と雑誌『語苑』－1930－1940年代を中心に－」（前掲『社会科学』第42巻4号、2013年2月、73-111頁）。
- 15) 本国の判事の身分保障規定とは、「裁判所構成法」の以下の規定である。特別の事由（刑法の宣告や懲戒処分等）が無い限りは、本人の意に反する免官・転官・転所・停職・免職・減俸をされることはないこと（第73条）。身体や精神の衰弱で職務を執れなくなった時は、

司法大臣は控訴院または大審院の総会の決議によって退職を命ずることをできること（第74条）。

- 16) 検察官代理は、定員外の存在であるため、在任者の分析を通して初めて浮かび上がる。
- 17) 台中地方法院は台北地方法院台中出張所となり、台中地方法院検察局は台北地方法院台中出張所検察局となって、台北地方法院の一出張所へと変更された。
- 18) 台湾総督府に固有の『職員録』としては、台湾日日新報社発行による『台湾総督府職員録』『台湾総督府文官職員録』などの名称の各年度版があり、下級職員まで記載された詳細な内容となっている。これらは現在、台湾の中央研究院臺灣史研究所檔案館のWEB上の資料庫「臺灣總督府職員録系統」で、無料で閲覧可能である。ただし、1901（明治34）年以前のもは、末尾の奥付部分がない状態で、WEB上の仮表紙に「僅摘録臺灣總督府部分」と注意書が付されたものが公開されている（最終閲覧日：2018年2月23日）。この仮表紙には『職員録（甲）』との表題が記載されている。そこで、本稿筆者は、内閣官報局による『職員録（甲）』各年版と対照したところ、両者の内容もページ数も同一であった。すなわち、「臺灣總督府職員録系統」の1901年以前（および同様の仮表紙のある1905年）のもは、内閣官報局発行の『職員録（甲）』から台湾総督府部分を抽出して公開されているものと推察される。以上のことから本稿では、対象とする1896年～1910年に関しては、可能な限り同一基準を用いるために、欠本のある台湾総督府固有の職員録ではなく、各年版が揃う内閣官報局発行の『職員録（甲）』を基本的な資料として用いる。なお、『職員録（甲）』は明治期は1年1回発行であるため、短期間の在任者は記載から漏れる場合があるが、継続的に在任者を把握できるツールとして有効であるため、本稿の資料として使用する。
- 19) 内閣官報局『官報』第3861号・明治29年5月15日。三審制期最初の『職員録（甲）』は、法院創設約半年後の同年11月現在の調査なので、ここでは補足的に『官報』を用いる。
- 20) 同一人物が複数の法院を兼ねている場合には重複を排除して、人数のみを算出した。
- 21) 高野孟矩非職事件については、楠木精一郎「明治三十年・台湾総督府高等法院長高野孟矩非職事件」（楠木精一郎『明治立憲制と司法官』慶應通信、1989年、第4章、115～163頁）、檜山幸夫「台湾統治の機構改革と官紀振粛問題－明治三〇年の台湾統治」（『台湾総督府文書目録』第2巻、解説、ゆまに書房、1995年）、参照。
- 22) 前掲楠木「明治三十年・台湾総督府高等法院長高野孟矩非職事件」117～128頁。濱崎芳雄は11月4日、加藤重三郎・川田藤三郎・戸口重里は同16日に免本官（同124頁）。
- 23) 離職者については、「★」で示すのは法院からの離職に限定した表記である（法院から台湾総督府内の他の官職、例えば法院書記や地方庁警部などになった場合もある）。
- 24) 「検察官増員ノ件（覆審法院検察官長）」『台湾総督府公文類纂』「自明治三十三年至明治四十一年建議集ニ關スルモノ」（冊號11115－文號3文書）。なお、検察官補の設置は実現されなかった。
- 25) 「検察官代理ニ關スル件（覆審法院検察官長）」『台湾総督府公文類纂』「自明治三十三年至明治四十一年建議集ニ關スルモノ」（冊號11115－文號5文書）。

